

官報

号外 昭和三十五年十二月二十二日

第三十七回 衆議院會議録追録(その一)

議案に関する報告書

〔第八号参照〕

昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)に関する報告書

一 本予算の要旨
 本予算補正は、人事院勧告に伴う公務員給与の改善をはじめ、年度内に予算措置を講ずる必要のある経費について所要額を追加計上したもので、その財源としては、最近の経済情勢及び収納状況等を考慮して、租税及印紙収入の増収を見込み、これを充当することとしている。

本補正の結果、昭和三十五年一般会計予算は次の通りである。

当初	歳入	歳出
補正	一、五六九、六七四、七〇二	一、五六九、六七四、七〇二
追加	一五七、四二一、〇〇〇	一五七、四二一、〇〇〇
修正減少	五、八〇五、〇〇〇	五、八〇五、〇〇〇
計	一、七二一、〇九〇、七〇二	一、七二一、〇九〇、七〇二

本補正の内容の概略は次の通りである。

歳入	歳出		
租税及印紙収入	(単位千円)		
当初	追加	修正減少	補正後
租税	一、三三三、三三三	△ 一、三三三、三三三	一、四四一、三三三
所得税	三三〇、八七四	△ 三三〇、八七四	三三〇、八七四
法人税	四八、八五七	△ 四八、八五七	四八、八五七
酒税	三三、二二八	△ 三三、二二八	三三、二二八
物品税	六四、九四〇	△ 六四、九四〇	六四、九四〇
有価証券取引税	四、九三六	△ 四、九三六	四、九三六
関税	八、四四四	△ 八、四四四	八、四四四
印紙収入	四三、三三八	△ 四三、三三八	四三、三三八
計	一、三三三、三三三	△ 一、三三三、三三三	一、四四一、三三三

所得税において、民間産業の雇用賃金の上昇、公務員の給与ベースの引上げ等により源泉所得税の増加が見込まれること及び臨時特例法の施行に伴う減少が見込まれる等、最近までの収納実績等をそれぞれ勘案して増加見込額を算出したものである。

歳出

1 給与改善費
 一般の人事院勧告を尊重し、一般職の国家公務員の給与について、俸給表の改定、期末

手当〇・一月分の増額及び初任給調整手当の新設を行なう等、全面的かつ合理的な改善を行なうこととし、本年十月一日を実施期日として、それに必要な経費を計上したものである。

なお、特別職等の国家公務員の給与についても、人事院勧告の趣旨に沿ってその改善を行ない、地方公務員の給与改善についても、現行制度に即して所要の財源措置を講ずることとした。

給与改善による一般会計の歳出追加の内訳は次の通りである。

一般会計職員分	給与改定費	期末手当増額
補助職員分	二〇三、二五五	一、三三三、三三三
他会計へ繰入	七五、六六〇	一、九三三、三三三
小計	三三、六六五	七四、〇六五
義務教育費国庫負担金	二、一九〇、六五五	四、四九六
計	七、二五七、〇二一	一、三三三、三三三
	七、二五七、〇二一	六六〇、九〇七
	一九、四五一、六六七	一、九三三、三三三

2 災害関係費
 (1) 災害復旧事業費
 追加
 当初 五二、八六三、〇〇〇
 追加 二一、六四六、七二二
 (ほか 二二、八七七)
 計 七四、五〇九、七二二
 (ほか 二二、八七七)

(2) 伊勢湾高潮対策事業費
 追加
 当初 一三、五一三、三〇〇
 追加 六、五八三、〇〇〇
 (ほか 一四、八九七)
 計 二〇、〇九六、三〇〇
 (ほか 一四、八九七)

(3) 災害関連事業費
 追加
 当初 五、一九五、六八六
 追加 三、五一六、九〇〇
 計 五、五四七、三三六
 (単位千円)

(4) チリ地震津波災害地域津波対策事業費
 緊急砂防事業費
 当初 四〇二、九三六
 追加 三、〇〇〇
 計 四〇五、九三六
 (単位千円)

(5) 社会保障及び文教関係費不足補てん
 (1) 生活保護費
 当初 四六、七三二、四七一
 追加 三、七四六、一九〇
 (ほか 一一、六六一)
 計 五〇、四七八、六六一
 (ほか 一一、六六一)

「生活保護法」に基づく保護費の不足を補うために必要な経費三、六八四、七九六千円と、今回の給与改善の趣旨を織り込んだことによる保護施設事務費の増六、三九四、四四九千円であるが、ほかに、国の委託にかかる生活保護指導監査職員等の給与改善所要額一、六六一千円があるため、生活保護費の総額は、五〇、四九〇、三三二、二二〇千円となる。

(2) 児童保護費
 当初 九、〇〇〇、〇四一
 追加 四三七、五四九
 計 (ほか 九、一三七)
 九、四三七、五九〇
 (ほか 九、一三七)

(3) 国民健康保険助成費
 当初 二七、六八〇、四一七
 追加 五、一九八、六三一
 計 (ほか 二、一五二〇)
 三二、八七九、〇四八
 (ほか 二、一五二〇)

(4) 失業保険費負担金
 当初 八、七〇九、七七〇
 追加 三三三、七一〇
 計 (ほか 九、〇六三、四八〇)
 九、〇六三、四八〇

(5) 義務教育費国庫負担金
 当初 一一、六九五、〇〇〇
 追加 四、〇七六、五八九
 計 (ほか 一五、七七一、九一八)
 一五、七七一、九一八

義務教育教職員給与費国庫負担金の三十四年度分不足額約二、三〇〇百万円と三十五年分不足見込額約一、七七七百万円の補てんに必要な経費の追加計上であるが、このほか本年十月から義務教育教職員について給与改善が実施されることを予定して七、九一七、九一八千円を計上しているため、義務教育費国庫負担金の総額は、二二三、六八九、五〇七千円となる。

4 食糧管理特別会計へ繰入
 当初 一一、二〇〇、〇〇〇
 追加 二〇、九〇〇、〇〇〇
 計 三二、一〇〇、〇〇〇

食糧管理勘定において、三十五年度約二八七億円の損失が見込まれ、三十五年度予算で一般会計から繰り入れた調整資金及び三十四年度末の調整資金の残額を充当してもなお約一八二億円の不足を生ずる見込みであるため、経理運営の改善を図り、また調整資金に充当するため一般会計から調整勘定へ繰り入れるに必要な経費として一九〇億円、また、農産物等安定勘定において、三十四年度決算の繰越損失と三十五年度実行見込における損失見込が三億円となるが、一般会計からの既定の繰入額二億円を差し引いた残り一九億円の不足見込額を一般会計から補てんするものである。

5 公立中学校校舍整備費
 当初 四、四七七、五三三
 追加 四、〇〇六、三六三
 計 八、四八三、八九六

三十六年度において中学校生徒数の増加が特に著しく、これに必要な施設を当該年度に整備すると三十六年度当初に生徒の収容に多大の支障を来すことが明らかとなつたので、三十六年度に必要な施設の一部を三十五年度において整備することとして所要額を計上したものである。

6 産業投資特別会計へ繰入
 当初 一一、〇〇〇、〇〇〇
 追加 一一、〇〇〇、〇〇〇
 計 二二、〇〇〇、〇〇〇

7 賠償等特殊債務処理費
 当初 二四、〇二二、二四七
 追加 六、八〇〇、〇〇〇
 計 三〇、八二二、二四七

8 地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金
 当初 二八三、五三一、九六五
 追加 三五、七〇一、三八〇
 計 三一九、二三三、三四五

9 その他の経費
 当初 二、九八四、五四七
 追加 三三、三六〇、三五五
 計 三六、三四四、一〇二

(1) 退官退職手当
 当初 六、三三三、三〇〇
 追加 一、四七六、五九九
 計 七、八一〇、八九九

(2) 農業共済再保険特別会計へ繰入
 当初 八、九七、七四四
 追加 一、三三八、三三七
 計 一〇、三五六、一八一

(3) 大学附属病院患者医療費
 当初 二、八三三、元二
 追加 五、四六、四三三
 計 八、二九九、四五五

(4) 干害応急対策事業費
 当初 〇
 追加 三、七〇、七三三
 計 三、七〇、七三三

(5) 国会臨時会等関係費
 当初 〇
 追加 一、九二二、三三三
 計 一、九二二、三三三

(6) 精神衛生費補助
 当初 一、〇五五、〇五五
 追加 一、〇五五、〇五五
 計 二、一〇〇、一〇〇

(7) 選挙取締等経費
 当初 一、一九〇、〇〇〇
 追加 一、一九〇、〇〇〇
 計 三、八〇〇、〇〇〇

(8) 東京国際空港整備費
 当初 一、九〇、〇〇〇
 追加 一、九〇、〇〇〇
 計 三、八〇〇、〇〇〇

(9) 在日朝鮮人帰還関係経費
 当初 一、九〇、〇〇〇
 追加 一、九〇、〇〇〇
 計 三、八〇〇、〇〇〇

(10) 失業対策事業費補助
 当初 一八、二二五、〇〇〇
 追加 一、〇〇〇、〇〇〇
 計 一九、二二五、〇〇〇

(11) 琉球等保護費負担金
 当初 四六、二二二
 追加 一、〇〇〇、〇〇〇
 計 一、〇四六、二二二

(12) 漁船再保険特別会計へ繰入
 当初 一、三五五、五九九
 追加 一、三五五、五九九
 計 三、一一一、一五八

(13) 刑務所作業費

10 予備費
 当初 八、〇〇〇、〇〇〇
 追加 二、〇〇〇、〇〇〇
 計 一〇、〇〇〇、〇〇〇
 (単位千円)

二 本予算の可決理由
 本予算補正は、当面必要とされる最少限度の予算補正措置を講じたものであり、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
 なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ編成替を求め、その動議が提出されたが、いずれも否決された。
 昭和三十五年十二月十七日
 衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

予算委員長 船田 中

昭和三十五年度特別会計予算補正(特第1号)に関する報告書

一 本予算の要旨
 本予算補正は、主として一般会計予算の補正及び公務員の給与改善に関連して行なわれるものである。
 本予算補正のうち、主なものの概略は次の通りである。

1 資金運用部特別会計
 歳入においては、郵便貯金等の預託増加による預託金利子の増加一、四六四百万円、郵便貯金特別会計への繰入額の増加一、一五二百万円及び給与改善所要額六百万円、計二、六二二百万円を補正計上するものである。

資金運用収入
 当 初 二二、二六、七七〇
 補 正 二、六二、〇〇〇
 計 二四、八八、七七〇
 (単位千円)

歳出
 事務費 二四、五、五三〇
 預託金利子 一〇、一〇、〇〇〇
 他会計へ繰入 六、七四、九八五
 その他の歳出 一、九、八三〇
 計 二二、三、四〇五
 (単位千円)

2 産業投資特別会計
 三十五年度の投資計画を改訂して、日本輸出入銀行に一二五億円の追加出資、商工組合中央金庫に二〇億円の出資を行なうこととし、その財源として一般会計から新たに一二〇億円を受け入れるほか、決算により確定した前年度剰余金受入の増加を歳入に計上するものである。

歳入
 前年度剰余金受入 七、〇〇、〇〇〇
 一般会計より受入 一、九、九五、八〇〇
 その他の歳入 三、九、九三、二七〇
 計 一五、〇〇、〇〇〇
 (単位千円)

歳出
 産業投資支出 一五、〇〇、〇〇〇
 補 正 四、〇〇、〇〇〇
 計 一九、〇〇、〇〇〇
 (単位千円)

その他の歳出
 計 三、九、九三、二七〇
 三、九、九三、二七〇
 四、四、四四、二七〇
 九、三、四、二七〇

3 賠償等特殊債務処理特別会計
 日米財産委員会が、昭和三十五年七月二十日付の審決で米国法人等が所有する本邦会社の株式に関する戦争損害補償請求事案について、日本政府は総額六八億円を米国法人等に支払うべき旨審決を行なったので、この支払に必要な額六八億円を補正追加し、同額を一般会計より受け入れるものである。

歳入
 一般会計より受入 三、〇、〇〇〇、〇〇〇
 計 三、〇、〇〇〇、〇〇〇
 (単位千円)

歳出
 賠償等特殊債務処理費 三、〇、〇〇〇、〇〇〇
 計 三、〇、〇〇〇、〇〇〇
 (単位千円)

4 交付税及び譲与税配付金特別会計
 三十五年度一般会計予算補正(第1号)に所得税、法人税及び酒税の増収一、二五三億円の歳入計上に伴う地方交付税交付金及び臨時地方交付金の増加額三、五七〇、一百万円及び三七六百万円、計三、九、〇七、七百万円を一般会計から受け入れ、これを財源として地方交付税交付金及び臨時地方交付金を増額するものである。

歳入
 一般会計より受入 三、九、〇七、七〇〇
 計 三、九、〇七、七〇〇
 (単位千円)

歳出
 地方交付税交付金 三、九、〇七、七〇〇
 臨時地方交付金 三、九、〇七、七〇〇
 計 七、八、一五、四〇〇
 (単位千円)

5 食糧管理特別会計
 (1) 国内米管理勘定
 国内米買入数量を五、〇九八千トン(三十四年産米一八千トン、三十五年産米五、〇八〇千トン)と見込んでいたが、豊作等に伴い、買入数量が六一、五〇千トン(三十四年産米八千トン、三十五年産米六、四二、二千トン)に増加すると見込まれる等により、国内米買入費及び管理費を補正追加するものである。歳入と歳出が不適合なのは、歳出で二、四五八百万円を特別会計予算総則第十二条第十二項の規定により増加したためである。

歳入
 国内米売払代 四、〇、四八、七五九
 他勘定より受入 二、七、九八、八七五
 雑収入 三、三、七三六
 計 六、九、二一、三五〇
 (単位千円)

歳出
 国内米買入費 三、五、二、九、三六六
 補 正 六、三、三、八三五
 計 一〇、〇、六、二〇一
 (単位千円)

(2) 業務勘定

政府職員給与改善等の経費が七五五百万円増加することに伴い事務費の追加等を行なうものである。歳入と歳出が不突合なのは、歳出で一〇百万円を特別会計予算総則第十一条第十二項の規定により増加したためである。

国内米管理費	一九七〇、六二四	四、二五八、六九二	三三、九四一、四三三
他勘定へ繰入	三、一八七、三三〇	三、一〇七、九〇九	三、五〇八、二七九
予備費	五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇
計	六八七,七四五,三〇〇	四五七,九六六,五三三	七八、五五九、七三三

歳入	計	(単位千円)
他勘定より受入	一九七、三三九	一七、九六六、〇三三
その他の歳入	五八、五九七	五八、五九七
計	一七、八〇、三三六	一八、五五四、六三〇

歳出	計	(単位千円)
追加	九五七、六五五	一七、九六六、〇三三
修正減少	〇	〇
正	〇	〇
補	九五七、六五五	一七、九六六、〇三三
計	一七、八〇、三三六	一八、五五四、六三〇

(3) 調整勘定

国内米及び国内麦の買入数量が予定より増加したこと等に伴いこれらの買入代金の財源等に充てるため、他勘定へ繰り入れに必要な経費及び食糧証券及び借入金収入の増加に伴い、国債整理基金特別会計に支払う利息が予定より増加する見込みなので、歳出を修正するとともに、一般会計から一九〇億円を受け入れ、また、買入代金等の財源に充てるため食糧証券及び借入金収入の追加等歳入を修正するものである。

事務費	一三、〇五五、三五五	七五五、七三三	一三、八三〇、〇八七
その他の歳入	四、七五五、〇四一	〇	四、七五五、〇四一
計	一七、八〇、三三六	七五五、七三三	一八、五五四、六三〇

歳入	計	(単位千円)
一般会計より受入	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一九,〇〇〇,〇〇〇
他勘定より受入	三三、五三三、六六五	〇
食糧証券及び借入金	三六、四五一、五九	三、〇〇九、四三三
計	七〇、九八五、二六四	二二、〇〇九、四三三

歳出	計	(単位千円)
追加	三、〇〇九、四三三	三、〇〇九、四三三
修正減少	〇	〇
正	〇	〇
補	三、〇〇九、四三三	三、〇〇九、四三三
計	七〇、九八五、二六四	二二、〇〇九、四三三

6 特定港湾施設工事特別会計

伊勢湾高潮対策事業の名古屋港及び四日市港の防波堤工事について工事費の追加等を行なうものである。

他会計へ繰入	三三三、五三三、六六五	三、〇〇七、四三三	三三六、五三三、二六
他勘定へ繰入	三三、四五一、五九	四、四三三、四九	四〇、八〇七、一五
計	七〇、九八五、二六四	四、八四〇、九三二	七四、八二六、四一

歳入	計	(単位千円)
一般会計より受入	四、三三三、七〇〇	三、五五九、九三三
港湾管理者工事費負担金収入	二、三二一、五九二	一、六三三、八四八
受益者工事費負担金収入	一、四六、七四九	一、四三〇、五八一
その他の歳入	一、六五九、六五五	一、六五九、六五五
計	九、五九一、七〇〇	五、三一二、九一九

7 郵政事業特別会計

本年五月十日の公共企業体等労働委員会仲裁裁定実施に要する経費三、六一三百万円、期末手当〇・一月分追加支給に要する経費五八九百万円及びこの会計所属の一般俸給表適用職員(一九〇人分)についての人事院勧告に伴う給与改善所要額二百万円、計四、二二三百万円を追加計上し、財源としては、既定経費の充当のほか、この会計に業務を委託している他会計等の適正な負担分を受け入れて支弁することとしている。

歳入	計	(単位千円)
伊勢湾高潮対策事業費	六四、八〇〇	四九四、二五〇
港湾事業事務費	七、四三三	二七、五九八
その他の歳入	八、一〇〇、六三三	八、一〇〇、六三三
計	九、五九一、七〇〇	一〇、〇三二、四八二

歳入	計	(単位千円)
事業収入	一八、八五五、八八	一八、八三三、六四
他会計より受入	三、九三三、四三	三、九三三、四三
その他の歳入	二、九六、三三三	〇
資本収入	三、四七、七七七	三、四七、七七七
計	一八、三三、五五五	一九、六三三、二九一

歳出	計	(単位千円)
追加	二、二六〇、八八	二、二六〇、八八
修正減少	〇	〇
正	〇	〇
補	二、二六〇、八八	二、二六〇、八八
計	一八、三三、五五五	一九、六三三、二九一

8 郵便貯金特別会計

郵便貯金純増額が当初予定より一五〇億円上回る見込等に伴い、利息収入等が予定より増加するので、歳入一、二八五百万円を修正計上し、また仲裁裁定等の所要経費として郵政事業特別会計へ繰入六六六百万円、支払利息の増加六八八百万円及び支出未済利息の残額一、〇九〇百万円、計二、四三三百万円を修正計上し、以上の不足額一、一五二百万円は、資金運用部特別会計より受け入れることとしている。

歳入	計	(単位千円)
郵便貯金特別会計	一、二八五、〇〇〇	一、二八五、〇〇〇
郵便貯金純増額	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇
計	二、三七五、〇〇〇	二、三七五、〇〇〇

事業収入	計	(単位千円)
当	六、三九、四七五	六、三九、四七五
初	〇	〇
補	〇	〇
正	〇	〇
計	六、三九、四七五	六、三九、四七五

利子収入	六、二四、六五五			六三、四五、七五五
雑収入	二六、四、八一〇			五二八、七三二
他会計より受入	六、八五、六六六			八、〇〇八、六五五
他会計より受入	六八、三三六、一三三			七〇、六七、七九三
計				(単位千円)
歳出				
支払利子	四、七〇、〇四九			四九、四四、三三三
郵政事業特別会計へ繰入	二〇、四四五、八七一			三、二一、五九七
郵便貯金旧預金者等交付金	一九、八五三			一九、八五三
計	六八、三三六、一三三			七〇、六七、七九三

簡易生命保険及郵便年金特別会計				
保険勘定において、仲裁裁定等の所要経費九〇〇百万円を郵政事業特別会計へ繰り入れるための財源措置として、予備費の全額三〇〇百万円を減額充当するものである。				
歳入				
歳入	一七、五五、四三六			一七、五五、四三六
歳出				
当				
初				
補				
正				
計				

郵政事業特別会計へ繰入	三、四四、八六六			三、七五、一三三
一般会計へ繰入	二七、五〇、八八〇			二八、四三〇、六五五
予備費	四六、四一〇			四六、四一〇
計	七六、三六五、一五六			七六、三六五、一五六
治水特別会計				
伊勢湾高潮対策事業の直轄事業について、工事費の追加等を行なうものである。				
治水勘定				
歳入				
当				
初				
補				
正				
計				

一般会計より受入				
特定多目的ダム建設	三、一五、五三三			三、一五、五三三
工事勘定より受入	五五、二一六			三、一五、五三三
計	五八、三六九			六、七〇、〇六六

地方公共団体工事費負担金収入	六、七四、五八五			六、九一、八八四
その他の歳入	二、五三、五三四			二、五三、五三四
計	四六、〇三〇、五七九			四七、〇三三、〇八四
歳出				
砂防事業費	七、六四、〇〇〇			七、七四七、〇〇〇
伊勢湾高潮対策事業費	五、四四、〇〇〇			五、四四、〇〇〇
治水事業工事事務費	四、三六、八三三			四、三六、八三三
その他の歳出	二八、三三六、七七一			二八、三三六、七七一
計	四六、〇三〇、五七九			四七、〇三三、〇八四

特定多目的ダム建設工事勘定				
歳入				
一般会計より受入	七、三三、八三三			七、三三、八三三
地方公共団体工事費負担金収入	二、七〇、八五〇			二、七〇、八五〇
電気事業者等工事費負担金収入	二、五九、九〇八			二、五九、九〇八
その他の歳入	一四、九三六、八七五			一四、九三六、八七五
計	二五、五五、四六六			二五、五五、四六六
歳出				
他勘定へ繰入	五九、五三三			五九、五三三
その他の歳出	一四、三三三、三三六			一四、三三三、三三六
計	一四、九三六、八七五			一四、九三六、八七五

本予算の可決理由				
本予算補正は、当面必要とされる最少限度の予算補正措置を講じたものであり、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。				
なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ編成替えを求め、その動議が提出されたが、いずれも否決された。				
右報告する。				
昭和三十五年十二月十七日				
衆議院議長清瀬一郎殿				
予算委員長 船田 中				

融資を行なう国際機関として、国際復興開発銀行(世界銀行)及び国際金融公社の両機関を補充する機関として、新たに国際開発協会(わが国に設立された)及びわが国として経済協力の立場から本協会に加盟するための諸手続を進め、同協会に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設けることは必要適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
わが国に対する出資割当額三千三百五十九万ドル(邦貨百二十億九千二百四十万円)のうち、初年度払込分として七百七十二万五千七百ドルに相当する二十七億八千二百二十五万二千円(現金で六億四千六百六十二万円、国債で二十一億七千六百六十三万二千円)を支払う

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、国際開発協会への加盟に伴い、同協会に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設けようとするものである。

二 議案の可決理由
低開発地域の経済開発のための

必要があり、この現金払込が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。

昭和三十五年十二月十五日
衆議院議長清瀬一郎殿
大蔵委員長 足立 篤郎
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
日本開発銀行の貸付等の財源の確保に資するため、同行が外貨債券を発行することができるとし、その政府保証その他所要の事項を定めようとするのが本案の要旨である。

二 議案の可決理由
政府は昭和三十五年度財政投融资計画と関連して、日本電信電話公社二千方ドル、日本開発銀行三

三 本案施行に要する経費
日本開行銀行が昭和三十五年
に於いて発行する債券で外貨で支
払わなければならないものの元本
の償還及び利子の支払について保
証することが出来る限度額を、そ
の発行引受契約締結の日における
基準外国為替相場で換算した金額
が百八億円に相当するアメリカ合
衆国通貨の金額及びその利子に相
当する金額と昭和三十五年一般
会計予算総則第十八条第二項によ
り定められている。

右報告する。

昭和三十五年十二月十五日
大蔵委員長 足立 篤郎
衆議院議長清瀬一郎殿
昭和三十五年産米穀についての
所得税の臨時特例に関する法律
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、政府に対し、事前売渡
申込に基づいて昭和三十五年産米
穀を売り渡した者の同年分の所得
税について、その売渡しの期間の
区分に応じ百五十キログラム(玄
米一石)当たり平均千四百円を非
課税とする措置を講じようとする
ものである。
なお、本特例による本年度の減
取額は約二十億円である。

二 議案の可決理由
昭和三十五年産米穀について、
昭和三十四年度と同様事前売渡申
込制度の円滑な実施に資するため
の措置として適切なるものと認

め、本案は、可決すべきものと議
決した次第である。
昭和三十五年十二月十五日
大蔵委員長 足立 篤郎
衆議院議長清瀬一郎殿

三 本案施行に要する経費
昭和三十五年五月のチリ地震津
波による災害を受けた地域にお
ける津波対策事業に関する特別
措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本法に基づく事業を実施するた
めには、地方公共団体において、
相当に負担を要することとなり、
津波対策事業を計画的かつ円滑に
実施するために、特に被害の激し
い地域について、国の負担率を引
き上げようとするものである。
その主たる要旨は次のとおりで
ある。

二 議案の可決理由
チリ地震津波の被害の激しな
ることにかんがみ、妥当なる措置
と認め本案は可決すべきものと議
決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十五年一般会計予算補
正(第1号)建設省所管に一億一
千九百九十六万八千円を計上して
いる。
右報告する。
昭和三十五年十二月十六日
建設委員長 加藤 高藏
衆議院議長清瀬一郎殿
海外経済協力基金法案(内閣提
出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
第二次大戦後、新たに独立を獲
得した諸国の多くは、その経済的
後進性に悩んでおり、これら低開
発国に対する先進国の経済協力が
最近の世界的趨勢である。低開発
国、とりわけ東南アジア諸国は、
近隣輸出市場として、また、原料
供給地として、その経済発展が、
わが国にとり重大な地位を占めて
いる。

わが国のこれら諸国の経済開発
に対する協力は、ここ数年よりや
く活発化してきたが、その規模は
未だ小さく、今後更にこれが積極
的推進を図る必要がある。
本案は、このため新たに、独立
の法人格を有する海外経済協力基
金を設立し、経済協力を一層推進
しようとするものである。
その主たる内容は次の通りである。

1 海外経済協力基金は、法人と
し、その資本金は、昭和三十三年
度予算で、日本輸出入銀行に
出資された五十億円とその運用
利益金との合計額とする。
2 基金の業務は、東南アジア等
の地域の産業の開発に寄与し、
かつ、わが国との経済交流を促
進するため必要と認められる事
業のために必要な資金の貸付け
または出資ができるほか、開発事
業の準備調査またはその試験的
実施のための資金の貸付け等を
行なうものとする。

3 役員は、総裁一人、理事二
人、監事一人とし、総裁の諮問
機関として人選協議会を置く。
二 議案の可決理由
本案は、東南アジア等の地域の
開発に必要な資金で日本輸出入銀
行及び一般金融機関から供給を受
けることが困難なもの供給の円
滑化を図り、もつて海外経済協
力を推進するため適切な措置と認

め、別紙のごとき附帯決議を附し
て、可決すべきものと議決した次
第である。
三 本案施行に要する経費
昭和三十三年度予算によつて、
政府から日本輸出入銀行に出資さ
れた五十億円と、その運用利益金
との合計額を、基金へ振替出資す
る。
右報告する。
昭和三十五年十二月十六日
商工委員長 中川 俊思
衆議院議長清瀬一郎殿

海外経済協力基金法案に対する
附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、左
の事項に留意すべきである。
一、東南アジア地域等の開発の現況
にかんがみ、開発資金の充実と機
構の整備拡充に一層努力すること。
二、基金の業務の機動性にかんが
み、関係行政機関の協調体制を確
立整備し、基金の業務の円滑な運
営を図ること。

一、基金の海外活動については、在
外公館との緊密な連絡を保ち、そ
の運営に遺憾なきを期すること。
中国地方開発促進法案(遠藤三
郎君外四十二名提出)に関する
報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、中国地方(鳥取県、島
根県、岡山県、広島県及び山口
県)における資源の総合的开发を
促進するために必要な基本的事項
を定めるものであつて、その要旨
は次の通りである。

1 内閣総理大臣は、中国地方開
発審議会を組織し、中国地方開
発促進計画を作成するもの
とする。
2 総理府に中国地方開発審議会
を設置し、その所掌事務、組織

その他必要な事項について規定
すること。
3 経済企画庁長官は、毎年度、
事業計画及び資金計画の円滑な
実施を図るため、関係行政機関
についての必要な調整を行な
う。また、政府は、開発促進計
画を実施するために必要な資金
の確保を図り、かつ、国の財政
の許す範囲内において、その実
施を促進することに努めなけれ
ばならないものとする。
4 自治大臣は、開発促進計画に
基づく事業を実施するために必
要がある場合には、財政再建団
体等の財政再建計画について、
これらの事業の実施が確保され
るよう特に配慮しなければならないものとする。

なお、本法と九州地方開発促
進法とに包含せられている山口
県の取扱について規定し、また、
開発促進計画が作成された
場合において、重要な事業に要
する経費に係る国の負担又は補
助の割合について、当該事業の
実施の促進上特別の措置を必要
とするときは、別に法律で定め
るものとする。
二 議案の可決理由
本案は、中国地方における資源
の総合的开发を促進し、もつて国
民経済の発展に寄与せんとする趣
旨は妥当なるものと認め、原案の通
りこれを可決すべきものと議決し
た次第である。
なお、別紙の通り附帯決議を附
することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として
は、約五十万円の見込みである。
四 国会法第五十七条の三の規定に
よる内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に
基づき、内閣を代表して江藤経済

企画政務次官から「異存はない」旨の意見が述べられた。

昭和三十五年十二月十六日

国土総合開発 辻 寛一
特別委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

中国地方開発促進法案に対する附帯決議

中国地方の開発を促進するため、直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については、地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

北陸地方開発促進法案(田中角榮君外二十二名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、北陸地方(富山県、石川県及び福井県)における資源の総合的开发を促進するために必要な基本的事項を定めるものであつて、その要旨は次の通りである。

1 内閣総理大臣は、北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画を作成するものとする。

2 総理府に、北陸地方開発審議会を設置し、その所掌事務、組織その他必要な事項について規定すること。

3 経済企画庁長官は、毎年度、事業計画及び資金計画の円滑な実施を図るため、関係行政機関についての必要な調整を行なう。また、政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないものとする。

ばならないものとする。なお、開発促進計画が作成された場合において、重要な事業に要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、北陸地方における資源の総合的开发を促進し、もつて国民経済の発展に寄与せんとする趣旨は妥当なものと認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約五十万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して江藤経済企画政務次官から「異存はない」旨の意見が述べられた。

昭和三十五年十二月十六日
国土総合開発 辻 寛一
特別委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

北陸地方開発促進法案に対する附帯決議

北陸地方の開発を促進するため、直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については、地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和三十五年十二月十六日

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

議案の要旨及び目的

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の府県職員の給与の改定に関する措置を講ずることになつたので、裁判官の報酬についてもこれに対応して改正する必要がある。

改正の第一は、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬の各月額を増額すること。

第二は、報酬月額の改正を本年十月一日にさかのぼって適用すること。

二 議案の可決理由

政府は、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を別途提出し、一般の府県職員の給与の改定を行なおうとしているので、本案は、これに対応して裁判官の報酬を改正しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)裁判所所管に三億三千七百三十八千円を計上している。

昭和三十五年十二月十六日
法務委員長 池田 清志
衆議院議長清瀬一郎殿

議案の要旨及び目的

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の府県職員の給与の改定に関する措置を講ずることになつたので、検察官の俸給についてもこれに対応して改正する必要がある。

改正の第一は、検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増額すること。

第二は、俸給月額の改正を本年十月一日にさかのぼって適用すること。

二 議案の可決理由

政府は、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を別途提出し、一般の府県職員の給与の改定を行なおうとしているので、本案は、これに対応して検察官の俸給を改正しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)法務省所管に二億七百五十二万八千円を計上している。

昭和三十五年十二月十六日
法務委員長 池田 清志
衆議院議長清瀬一郎殿

議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十五年八月八日付の国会及び内閣に対する人事院勧告を実施するため、関係法律について所要の改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部改正

1 全俸給表の全等級を通じ、人事院勧告通り俸給月額を現在俸給月額のおおむね一割ないし三割程度引き上げた額とする。

2 全俸給表を通じて、昇給に必要とされる期間を原則として十二月分とし、職務の等級における最高の号俸については十八月、最高の号俸をこえる俸給月額については二十四月とする。

3 科学技術に関する専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充が困難な官職に新しく採用された職員および在職職員のうち権衡上必要があると認められる職員に対し、採用後三年以内の期間、月額二千円をこえない範囲内の額を一年ごとにその額を減減して初任給調整手当を支給すること。

4 十二月に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して一・五分分とする。

5 俸給月額の改定に伴い、委員、顧問、参与等の非常勤職員に支給する手当の支給額の最高日額三千円を四千七百円に増額すること。

6 俸給の支給方法は、月一回払いを原則とするものとする。

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第五十四号)附則の一部改正

法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部改正
1 全俸給表の全等級を通じ、人事院勧告通り俸給月額を現在俸給月額のおおむね一割ないし三割程度引き上げた額とする。

に伴い、暫定手当の額のうち現行暫定の額を用いなくなつた部分について、現行暫定手当の額に準じて改定できることとする等の措置を講ずること。

その他本法に附則を設け、俸給の切替え方法及び切替えに伴う措置等を規定するとともに初任給調整手当の新設に伴う関係法律の整備を行なつていく。

なお、施行は公布の日として、俸給表の改定に関する部分については期末手当の増額等の規定とともに昭和三十五年十月一日から適用することとし、初任給調整手当の新設及び俸給の支給方法の改正に関する規定は、昭和三十六年四月一日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

昭和三十五年八月八日付人事院勧告の趣旨並びに財政事情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認めらるが、俸給の改定増額分については、原則として月額九〇〇円程度になるよう俸給月額の一部を引き上げる修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十五年(昭和三十五年十月分より昭和三十六年三月分まで)給与改善費として約九十六億一千五百万円(ただし、防衛庁職員を除く特別職職員の分を含む)が、修正予算に計上されている。

なお、修正の結果必要とする経費は約五百万円であるが予算の範囲内で実施可能である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、迫水國務大臣より、「修正案については、俸給表全体の構造からみて賛成しかねる」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年十二月十七日

内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長清瀬 一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十二項」を「附則第二十五項」に改める。

第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に、「初任給調整手当」を加える。

第八条第六項本文中「その号俸について俸給表に掲げる昇給期間」を「十二月」に改め、同項ただし書中「その昇給期間」を「十二月の期間」に改め、同条第八項ただし書中「三十六月(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、二十四月)」を「二十四月(その俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月)」に改める。

第九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(俸給の支給)

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる

場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九條の二第三項中「前条第一項に規定する期間(月一回に支給するときは、月)を一月若しくは前条ただし書に規定する各期間(以下本項において「期間」という。)」に改める。

第十條の二の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第十條の三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めらるるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千円をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九條の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二條第一項中「三千円」を「四千七百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

1. 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,700	58,100	38,600	25,700	19,200	14,800	12,000	8,100
2	83,800	61,200	41,000	27,200	20,500	15,900	12,900	8,300
3	86,900	64,300	43,400	28,700	21,800	17,000	13,800	8,600
4	90,000	67,400	45,800	30,200	23,100	18,100	14,800	8,900
5	93,100	70,500	48,200	31,700	24,400	19,200	15,800	9,300
6	96,200	73,600	50,600	33,200	25,700	20,300	16,900	10,200
7	99,300	76,700	53,100	34,700	27,000	21,400	18,000	11,100
8	102,400	79,800	55,600	36,200	28,300	22,500	19,100	12,000
9	105,500	82,900	58,100	37,700	29,600	23,700	20,200	12,900
10		85,200	60,600	39,500	30,900	24,900	21,300	13,800
11		87,000	62,600	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
12		88,500	64,600	43,100	33,300	27,300	23,400	15,600
13		90,000	66,300	44,900	34,400	28,300	24,300	16,400
14			67,800	46,700	35,300	29,300	25,000	17,000
15				48,500	36,200	30,100	25,700	17,600
16				50,000	36,900	30,900	26,400	18,200
17				51,500	37,600	31,600	27,000	18,700
18				52,800		32,300	27,600	19,200
19				53,900				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	20,200	14,800	12,100	8,200 8,100	6,600 6,500
2	21,200	15,700	13,000	8,600	7,000 6,900
3	22,200	16,600	13,900	9,100	7,400 7,300
4	23,200	17,500	14,800	9,700	7,800 7,700
5	24,200	18,400	15,700	10,500	8,200 8,100
6	25,200	19,300	16,600	11,300	8,600 8,500
7	26,200	20,200	17,400	12,100	9,000
8	27,200	21,100	18,200	12,900	9,700
9	28,200	22,000	19,000	13,700	10,400
10	29,200	22,900	19,700	14,500	11,100
11	30,100	23,800	20,400	15,200	11,700
12	31,000	24,700	21,000	15,800	12,300
13	31,900	25,600	21,600	16,400	12,900
14	32,800	26,400	22,200	16,900	13,400
15	33,700	27,200	22,700	17,400	13,900
16	34,600	27,900	23,200	17,900	14,400
17	35,500	28,500	23,700	18,400	14,900
18	36,300	29,100	24,200	18,900	15,400
19	37,100	29,600	24,700	19,400	15,900
20	37,900	30,100	25,200	19,900	16,400
21	38,600	30,600	25,700	20,400	16,900
22	39,300	31,100	26,100	20,900	17,400
23	40,000	31,600	26,500	21,400	17,900
24	40,600	32,100	26,900	21,800	18,400
25	41,200	32,600	27,300	22,200	18,900
26	41,800	33,100	27,700	22,600	19,400
27	42,300	33,600	28,100	23,000	19,800
28	42,800	34,100	28,500	23,400	20,200
29	43,300	34,600	28,900	23,800	20,600
30				24,200	21,000
31					21,400
32					21,800
33					22,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院会議録追録(その一) 議案に関する報告書

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	8,700
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,200
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	9,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,300
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,100
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	11,900
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	12,800
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	13,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	15,700
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	16,700
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	17,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	18,400
14			50,000	38,100	31,700	27,500	19,100
15			51,500	39,000	32,500	28,200	19,700
16			52,800	39,900	33,300	28,800	20,300
17			53,900	40,800	34,000	29,400	
18					34,700	30,000	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	19,300	13,800	10,800	9,400
2	50,600	41,000	29,900	20,500	14,900	11,800	9,800
3	53,100	43,400	31,500	21,800	16,000	12,800	10,300
4	55,600	45,800	33,100	23,100	17,100	13,800	10,800
5	58,100	48,200	34,700	24,400	18,200	14,900	11,800
6	60,600	50,600	36,300	25,700	19,300	16,000	12,800
7	62,600	52,600	37,900	27,000	20,400	17,100	13,800
8	64,600	54,200	39,500	28,300	21,500	18,200	14,900
9	66,300	55,800	41,300	29,900	22,600	19,300	16,000
10	67,800	57,100	43,100	31,500	23,800	20,400	17,100
11		58,400	44,900	33,100	25,000	21,500	18,200
12		59,700	46,700	34,700	26,200	22,600	19,300
13		61,000	48,500	36,000	27,400	23,700	20,400
14			50,000	37,100	28,600	24,800	21,500
15			51,500	38,000	29,800	25,900	22,600
16			52,800	38,900	31,000	27,000	23,700
17			53,900	39,600	32,000	28,100	24,800
18				40,300	33,000	29,200	25,800
19				41,000	34,000	30,200	26,800
20					34,800	31,200	27,800
21					35,600	32,100	28,700
22					36,400	32,900	29,600
23					37,200	33,700	30,500
24					37,900	34,500	31,200
25						35,200	31,900
26						35,900	32,600
27							33,300
28							33,900

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

号	職務の等級							
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	9,000	7,500
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,500	7,800
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	10,100	7,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,800	8,200
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,700	8,600
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	12,700	9,000
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	13,700	9,500
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	14,700	10,100
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	15,700	10,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	16,700	11,600
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	17,700	12,600
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	18,700	13,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	19,700	14,600
14			50,000	38,100	31,700	27,400	20,700	15,600
15			51,500	39,000	32,500	28,100	21,600	16,600
16			52,800	39,900	33,300	28,800	22,400	17,400
17			53,900	40,800	34,000	29,500	23,100	18,100
18					34,700	30,200	23,800	18,800
19					35,400	30,800	24,500	19,500
20					36,100	31,400	25,200	20,100
21						32,000	25,900	20,700
22						32,600	26,500	21,300
23							27,100	21,900
24							27,700	22,500
25							28,300	23,100
								23,700

備考 この表は、察検庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

号	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	41,000	28,600	21,100	15,000	9,500
2	43,500	30,300	22,600	16,200	10,100
3	46,000	32,000	24,100	17,400	10,800
4	48,500	33,800	25,600	18,600	11,700
5	51,000	35,600	27,100	19,800	12,800
6	53,500	37,400	28,600	21,100	13,900
7	56,000	39,200	30,100	22,400	15,000
8	58,500	41,000	31,600	23,700	16,100
9	61,000	42,800	33,100	25,000	17,200
10	63,500	44,600	34,600	26,300	18,300
11	65,500	46,400	36,100	27,600	19,400
12	67,000	48,200	37,600	28,700	20,500
13	68,500	50,000	38,800	29,800	21,400
14	69,800	51,500	40,000	30,900	22,300
15	71,100	52,800	41,000	31,800	23,200
16	72,400	54,100	42,000	32,700	24,100
17	73,700	55,200	42,900	33,600	24,900
18			43,800	34,400	25,600
19				35,200	26,300
20				36,000	27,000
21					27,700
22					28,300
23					28,900
24					29,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院会議録(その一) 議案に関する報告書

ロ 海事職俸給表(二)

号	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円
1		21,100	15,700	10,800	7,600 7,500
2		22,300	16,700	11,700	8,000 7,900
3		23,500	17,800	12,700	8,400
4		24,700	18,900	13,700	8,900
5		25,900	20,000	14,700	9,400
6		27,100	21,100	15,700	10,000
7		28,300	22,200	16,700	10,800
8		29,500	23,300	17,700	11,600
9		30,700	24,400	18,700	12,500
10		31,900	25,500	19,700	13,400
11		32,900	26,600	20,700	14,300
12		33,900	27,700	21,700	15,200
13		34,900	28,600	22,500	16,100
14		35,900	29,500	23,300	17,100
15		36,900	30,400	24,100	18,100
16		37,900	31,300	24,900	18,900
17		38,900	32,000	25,700	19,500
18		39,900	32,700	26,400	20,100
19		40,800	33,400	27,100	20,700
20		41,700	34,100	27,800	21,300
21		42,600	34,700	28,500	21,900
22		43,400	35,300	29,100	22,500
23		44,200	35,900	29,700	23,100
24		45,000	36,500	30,300	23,700
25		45,800	37,100	30,900	24,300
26		46,600		31,500	24,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円	円
1		80,700	38,000	24,700	20,200	12,800	9,300
2		83,800	40,600	26,600	21,700	14,000	10,100
3		86,900	43,200	28,500	23,200	15,200	11,000
4		90,000	45,800	30,400	24,700	16,400	11,900
5		93,100	48,400	32,300	26,300	17,600	12,800
6		96,200	51,000	34,200	27,900	18,900	13,900
7		99,300	53,600	36,100	29,500	20,200	15,000
8		102,400	56,200	38,000	31,100	21,500	16,100
9		105,500	58,800	39,900	32,700	22,800	17,300
10			61,400	41,800	34,300	24,100	18,500
11			64,000	43,700	35,900	25,400	19,700
12			66,600	45,600	37,500	26,700	20,900
13			69,200	47,500	39,100	28,000	22,100
14			71,800	49,400	40,700	29,300	23,300
15			74,400	51,300	42,300	30,400	24,400
16			76,500	53,200	43,900	31,500	25,500
17			78,600	55,100	45,500	32,600	26,600
18			80,700	56,700	47,100	33,700	27,700
19			82,600	58,300	48,700	34,800	28,800
20			84,500	59,900	50,300	35,900	29,800
21			86,400	61,300	51,700	37,000	30,800
22			88,200	62,700	53,100	38,000	31,800
23			90,000	63,900	54,500	39,000	32,600
24				65,100	55,700	40,900	33,400
25					56,900	40,900	34,200
26					58,100	41,800	35,000
27					59,100	42,700	35,800
28					60,100	43,600	

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院会議録(その一) 議案に関する報告書

ロ 教育職俸給表(二)

号	職務の等級		
	1 等 級	2 等 級	3 等 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,900	12,800	8,600
2	33,500	13,900	8,900
3	35,100	15,000	9,300
4	36,700	16,100	10,100
5	38,300	17,300	10,900
6	39,900	18,500	11,800
7	41,900	19,700	12,800
8	43,900	20,900	13,900
9	45,900	22,100	15,000
10	47,900	23,300	16,100
11	49,900	24,500	17,200
12	51,900	25,700	18,300
13	53,900	26,900	19,400
14	55,900	28,100	20,500
15	57,900	29,300	21,600
16	59,900	30,600	22,700
17	61,900	31,900	23,800
18	63,500	33,200	24,900
19	65,100	34,500	26,000
20	66,500	35,800	27,100
21	67,900	37,100	28,000
22	69,100	38,400	28,900
23	70,300	40,000	29,800
24		41,600	30,600
25		43,200	31,400
26		44,800	32,200
27		46,400	32,800
28		48,000	33,400
29		49,600	34,000
30		50,900	
31		52,200	
32		53,500	
33		54,700	
34		55,900	
35		56,900	
36		57,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十一年十二月二十二日 衆議院会議録追録(その一) 議案に関する報告書

ハ 教育職俸給表(三)

号	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		25,000 ^円	10,000 ^円	8,600 ^円
2		26,300	10,900	8,900
3		27,600	11,800	9,300
4		28,900	12,800	10,000
5		30,200	13,800	10,800
6		31,500	14,800	11,700
7		32,800	15,800	12,700
8		34,100	16,900	13,700
9		35,400	18,000	14,700
10		37,100	19,100	15,700
11		38,800	20,200	16,700
12		40,500	21,400	17,700
13		42,200	22,600	18,700
14		43,900	23,800	19,700
15		45,600	25,000	20,700
16		47,300	26,200	21,700
17		49,000	27,400	22,700
18		50,700	28,600	23,500
19		52,400	29,800	24,300
20		53,700	31,000	25,100
21		55,000	32,200	25,800
22		56,300	33,400	26,500
23		57,400	34,600	27,200
24		58,500	35,800	27,800
25		59,600	37,000	28,400
26		60,500	38,200	
27		61,400	39,400	
28			40,600	
29			41,800	
30			43,000	
31			44,100	
32			45,200	
33			46,300	
34			47,200	
35			48,100	
36			49,000	
37			49,800	
38			50,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院会議録(その二) 議案に関する報告書

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録追録(その一) 議案に関する報告書

別表第六 研究職俸給表

号 俸	職務の等級						
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	80,700	48,800	34,700	24,400	14,400	12,300	8,100
2	83,800	51,900	36,600	25,800	15,600	13,300	8,300
3	86,900	55,000	38,500	27,200	16,800	14,400	8,600
4	90,000	58,100	40,400	28,700	18,000	15,500	8,900
5	93,100	61,200	42,300	30,200	19,200	16,700	9,300
6	96,200	64,300	44,200	31,700	20,500	17,900	10,300
7	99,300	67,400	46,500	33,200	21,800	19,100	11,300
8	102,400	70,500	48,800	34,700	23,100	20,300	12,300
9	105,500	73,600	51,100	36,200	24,400	21,500	13,300
10		76,200	53,400	37,700	25,700	22,700	14,300
11		78,800	55,700	39,200	27,000	23,900	15,300
12		80,700	58,000	40,700	28,300	25,100	16,300
13		82,300	60,300	42,200	29,700	26,300	17,100
14		83,800	62,200	43,700	31,100	27,500	17,900
15		85,300	64,100	45,200	32,500	28,700	18,500
16			65,800	46,600	33,900	29,700	19,100
17			67,500	48,000	35,300	30,700	19,700
18				49,400	36,700	31,700	20,300
19				50,800	38,100	32,700	
20				52,000	39,500	33,500	
21				53,200	40,600	34,300	
22				54,400	41,700	35,100	
23				55,400	42,800	35,900	
24				56,400	43,700	36,600	
25					44,600	37,300	
26					45,500	38,000	
27					46,300		
28					47,100		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号 俸	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	80,700	52,500	36,100	24,700	15,200
2	83,800	55,000	38,400	26,600	16,400
3	86,900	57,500	40,700	28,500	17,600
4	90,000	60,000	43,000	30,400	18,900
5	93,100	62,500	45,300	32,300	20,200
6	96,200	65,000	47,700	34,200	21,700
7	99,300	67,500	50,100	36,100	23,200
8	102,400	70,000	52,500	38,000	24,700
9	105,500	72,500	54,900	39,900	26,300
10		75,000	57,300	41,800	27,900
11		77,000	59,700	43,700	29,500
12		79,000	62,100	45,600	31,100
13		80,700	63,800	47,500	32,700
14		82,300	65,500	49,400	34,300
15		83,800	67,000	51,300	35,900
16		85,300	68,500	52,800	37,500
17			69,800	54,300	39,100
18			71,100	55,600	40,700
19			72,400	56,900	42,300
20				58,200	43,900
21				59,300	45,300
22				60,400	46,700
23				61,500	47,900
24					49,100
25					50,100
26					51,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	42,300	29,700	16,700	12,000	9,300	8,300
2	44,900	31,500	18,000	12,900	10,200	8,600
3	47,500	33,300	19,300	13,800	11,100	8,900
4	50,100	35,100	20,600	14,700	12,000	9,300
5	52,700	36,900	21,900	15,700	12,900	10,200
6	55,300	38,700	23,200	16,700	13,800	11,100
7	57,900	40,500	24,500	17,800	14,700	12,000
8	59,900	42,300	25,800	18,900	15,700	12,900
9	61,900	44,100	27,100	20,000	16,700	13,600
10	63,500	45,900	28,400	21,100	17,700	14,200
11	65,100	47,400	29,700	22,200	18,700	14,800
12	66,500	48,700	31,000	23,400	19,800	15,300
13	67,800	50,000	32,300	24,600	20,900	15,800
14		51,100	33,600	25,800	22,000	
15		52,200	34,700	27,000	23,100	
16		53,300	35,800	28,000	24,000	
17			36,900	29,000	24,800	
18			37,800	29,800	25,500	
19			38,700	30,600	26,100	
20			39,500	31,400	26,700	
21			40,300	32,200	27,300	
22				33,000	27,900	
23				33,700	28,500	
24				34,400		
25				35,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	22,800	16,800	11,300	8,600 8,500
2	24,100	18,000	12,100	9,200 9,100
3	25,400	19,200	13,000	9,800 9,700
4	26,700	20,400	13,900	10,500
5	28,000	21,600	14,800	11,300
6	29,300	22,800	15,800	12,100
7	30,600	24,000	16,800	12,900
8	31,900	25,200	17,800	13,800
9	33,200	26,400	18,800	14,700
10	34,500	27,600	19,800	15,600
11	35,800	28,800	20,800	16,500
12	37,100	30,000	21,800	17,200
13	38,400	31,000	22,600	17,900
14	39,700	32,000	23,400	18,500
15	40,800	32,800	24,100	19,100
16	41,900	33,600	24,800	19,600
17	43,000	34,300	25,400	20,100
18	43,900	35,000	26,000	20,600
19	44,800	35,700		21,100
20	45,700	36,400		
21	46,400	37,100		
22	47,100	37,800		
23	47,800	38,400		
24	48,500	39,000		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定等を行なおうとするもので、その要旨は次の通りである。

1 事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表については、一般職の例に準じて改定を行なうこととしている。

2 事務官等の俸給表については、従前通り一般職に適用される俸給表によることとしていること。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額についても改定を行なうこととしていること。

3 一般職に準じて、事務官等に対し初任給調整手当を支給することができるようになっていること。

その他一般職給与法の改正にあわせて所要の改正を行なっており、俸給の切替え及びその切替えに伴う措置等を規定している。

二 議案の修正議決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の

職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認めるが、俸給月額の一部増額につき一般職の職員にならうて修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十五年(昭和三十五年十月分より昭和三十六年三月分まで)給与改善費として約三十億八千五百万円が、補正予算に計上されている。

なお、修正の結果必要とする経費は約二百万円であるが、予算の範囲内で実施可能である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して西村防衛庁長官より「修正案については、自衛官の俸給表全体の構造からみて賛成しかねる」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年十二月十七日

内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長 清瀬 一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議 議	官 長	官 職 等 級	参 事 官 等		
			1 等 級	2 等 級	3 等 級
俸 給 月 額		号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円 120,000	1	円 65,300	円 43,400	円 23,100
		2	68,800	46,100	24,500
		3	72,300	48,800	25,900
		4	75,800	51,500	27,400
		5	79,300	54,200	28,900
		6	82,800	56,900	30,600
		7	86,300	59,700	32,300
		8	89,800	62,500	34,000
		9	93,300	65,300	35,700
		10	95,900	68,100	37,400
		11	97,900	70,400	39,100
		12	99,600	72,700	40,800
		13	101,300	74,600	42,500
		14		76,300	44,500
		15			46,500
		16			48,500
		17			50,500
		18			52,500
		19			54,500
		20			56,300
		21			57,900
		22			59,400
		23			60,600

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 22,000	円 19,500	円 15,700	円 13,100	円 11,900	円 9,700	円 8,500	円 7,600	円 7,100 7,000
23,300	20,100	16,900	14,300	13,000	10,800	9,100		
24,700	20,800	18,200	15,600	14,200	11,900	9,700		
26,100	22,000	19,400	16,900	15,500	13,000	10,300		
27,500	23,300	20,700	18,200	16,800	14,100			
28,900	24,500	21,900	19,400	17,900	15,200			
30,400	25,800	23,200	20,700	18,900				
31,900	27,100	24,500	21,900	19,800				
33,300	28,500	25,900	23,000	20,600				
34,500	29,800	27,200	24,100	21,400				
35,700	31,200	28,500	25,100					
36,900	32,600	29,600	26,000					
37,900	33,700	30,700	26,900					
38,900	34,800	31,800	27,700					
39,800	35,800	32,700	28,500					
40,700	36,700	33,600						
	37,600	34,500						
	38,400	35,300						
	39,200	36,100						

府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過した

別表第二 自衛官俸給表

階 号 級 俸	陸海空		將 將 將	陸 將 補	1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等陸尉
	甲	乙		海 將 補	1 等海佐	2 等海佐	3 等海佐	1 等海尉
	空 將 補	1 等空佐	2 等空佐	3 等空佐	1 等空尉			
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 97,400	円 71,000	円 56,500	円 45,300	円 38,400	円 33,000	円 27,900	
2	101,200	74,600	59,300	48,100	40,300	34,800	29,400	
3	105,000	78,200	62,200	50,900	42,200	36,600	30,900	
4	108,800	81,800	65,100	53,700	44,100	38,400	32,400	
5	112,500	85,400	68,000	56,500	46,000	40,300	34,200	
6		89,000	70,900	59,300	48,100	42,200	36,000	
7		92,600	73,800	62,200	50,200	44,100	37,800	
8		96,200	76,700	65,100	52,300	46,000	39,600	
9		98,800	79,000	68,000	54,400	47,900	41,400	
10		100,900	81,300	70,300	56,400	49,700	42,900	
11			83,300	72,600	58,400	51,500	44,200	
12			85,000	74,600	60,200	53,000	45,400	
13				76,300	61,900	54,500	46,500	
14					63,400	55,800	47,500	
15					64,800	57,000	48,500	
16								
17								
18								
19								

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理ときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院会議録追録(その一) 議案に関する報告書

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録(その一) 議案に関する報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
特別職の職員の給与は、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められているのであるが、一般職の職員については、昭和三十五年八月八日付の人事院勧告に基づき、昭和三十五年十月一日以降給与改定を行なうこととしているので、本案は、特別職の職員についても、その俸給月額に所要の改定を行なうとするものである。

二 議案の可決理由
特別職の職員の給与は従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められている実情にかんがみ、本案は、本案は、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十五年度(昭和三十五年十月分より昭和三十六年三月分まで)給与改善費として約四千八百万円が補正予算に計上されている。

右報告する。
昭和三十五年十二月十七日
内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長 清瀬 一郎殿

一 議案の要旨及び目的
本案は、昭和三十五年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない、事務の増加に伴う所要の増員を行なうとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行ない、これを公布の日から施行しようとするものであつて、その内容の主な点は次の通りである。

1 行政機関職員定員法の一部改正においては、各行政機関の職員の増員の計八千八百人、減員の計九百八十三人、差し引き七百五十九人を増加して、第二条第一項の表における各行政機関の職員の定員の合計六十九万四千四百五十七人を六十九万四千四百八十二人とする。その増員の主なものは、科学技術の振興に伴うもの百九十三人、登記事務の増加に伴うもの百四十二人、貿易の振興等に伴う税関業務の増加に伴うもの百三十人、国立学校の学年進行、学部の増設等に伴うもの九百七十七人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千七百四十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの二千一百七十一人等であり、減員の主なものは、駐留軍提供施設

等の減少に伴うもの七十五人、アルコール工場の払い下げに伴うもの百十二人、電信電話業務を日本電信電話公社に移管することに伴うもの七百五十一人等である。

2 法制局設置法の一部改正においては、事務遂行の能率を高め、審査、立案の成果の一層の向上を期するため、参事官二人を増員して、長官、次長を除く職員の定員を六十人とする。

二 議案の修正議決理由
本案は、行政運営上おおむね妥当なものと認めるが、定員法のわく外にある常勤労働者及び常勤的非常勤職員等のうち、その職務の性質及び勤務の実態において、定員法上の職員とほとんど異ならぬものが多数に上つている実情にかんがみ、可能な範囲で、これが定員化をはかることは、適切な措置

と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和三十五年度一般会計予算及び特別会計予算に約四億四千万円が計上されている。

右報告する。
昭和三十五年十二月十七日
内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長 清瀬 一郎殿

(別紙) (小字及び一は修正)

(行政機関職員定員法の一部改正) (昭和二十四年法律第百二十六号)の第一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、六七八人	
公正取引委員会	二、三三九人	
国家公安委員会	七、六九四人	
警察庁	一、八八八人	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
土地調整委員会	一、〇〇二人	
首都圏整備委員会	四、四四二人	
宮内庁	九、八二二人	
行政管理庁	一、六二七人	
北海道開発庁	五、八七三人	
防衛庁	二、七四六人	
本庁	二、七五一人	
調達庁	四、四六〇人	
経済企画庁	一、〇六一人	
科学技術庁	一、三三九人	
計	二、三三九人	

省	本省	計	備考
法務省	四、三三〇人	四、三三〇人	司法試験管理委員会、公安審査委員会、公安調査庁
外務省	二、〇七六人	二、〇七六人	
大蔵省	二、二六三七人	二、二六三七人	国税庁
計	七、二二八人	七、二二八人	
文部省	六、八三六人	六、八三六人	文化財保護委員会
計	六、八三六人	六、八三六人	

うち一、〇、六〇三人は、検察庁の職員とする。

うち六六、〇四九人は、国立学校の職員とする。

厚生省	本省	四、五、九二五 四、五、〇六八
農林省	本省	二、七三〇、五
	食糧庁	二、八八七、八
	林野庁	二、七六三、三
計	水産庁	一、五五八、九
	計	八、五三三、七 八、三九八、〇
通商産業省	本省	一、九八四、九
	特許庁	一、〇五五、六
	中小企業庁	一、三三七、七
計	計	二、三二七、七 二、一七二、七
	計	一、二六五、五 一、一六五、五
運輸省	本省	五、四八、八
	計	一、〇九一、五 一、〇八九、六
	海難審判庁	一、九七、八

合	自治省	建設省	労働省	郵政省	計	氣象庁
	計	本省	計	本省	計	計
計	消防庁	本省	中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	本省	計	五、四四二 五、四二二
	四、〇六八	一、九八七、二 一、八三七、六	一、二八八、八 八五八	二、七六〇、八 一、七六〇、八	二、七二〇、八 二、七二〇、八	二、八五四、六 二、八二九、八
	六、九四四、八二八	二、三三三、六 二、一九七、三	二、一八八、八 一、二八八	二、七六〇、八 一、七六〇、八	六、九四四、八二八	

(法制局設置法の一部改正)
 第二条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。
 (憲法調査法の一部改正)
 第三条 憲法調査法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
 第九条第六項中「十三人」を「十四人」に改める。
 (国防会議の構成等に関する法律の一部改正)
 第四条 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
 第八條第六項中「十四人」を「十五人」に改める。
 (別紙)
 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

郵政省における定員は、定員法の制約をうけて、著しい定員不足を来しているが、現に、業務の運行を確保するため、雇傭されている定数、又は定数的非常勤職員等、長期間雇傭している非常勤職員の見あがり定員を確保するため、政府は、三十六年度において、すみやかに抜本的解決をはかるよう善処すべきである。右決議する。
 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 議案の要旨及び目的

本案は、本年六月から十月までに発生した水害又は風水害が特定地域に集中して相当大きな被害を与えている状況にかんがみ、被害の程度の著しい地方公共団体に対し、チリ地震津波による災害を受けた地方公共団体と同じく、地方債発行の特例を認め、その財政運営に遺憾なからしめようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。
 1 昭和三十五年六月、七月、八月、九月及び十月の水害又は風水害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、地方税、使用料、手数料等の減免により生ずる財政収入の不足を補う場合又は災害対策に通常要す

る費用の財源とする場合においては、地方債をもつてその財源とすることができるとすること。
 2 前項の地方債は、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものとし、その利息の定率及び償還の方法は政令で定めるものとする。
 3 第一項の地方債の許可に当つては自治大臣は、大蔵大臣と協議するものとする。この場合において当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の引受にかかると認められてはあつては郵政大臣と協議するものとする。

議案の可決理由
 本案は、被災地方公共団体の実情にかんがみ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。
 昭和三十五年十二月十七日
 地方行政 濱田 幸雄
 委員長
 衆議院議長清瀬一郎殿
 昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
 議案の要旨及び目的
 本案は、追加予算により増額された昭和三十五年度分の地方交付税の額をもつて地方公務員につい

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院会議録追録(その一) 議案に関する報告書

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録(その一) 議案に関する報告書

ても国家公務員に準じ給与改定を実施することができようその必要な財源を保障するとともに、その一部を昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算することによつて明年度以降の地方財政全般を考慮し計画的かつ合理的な財源配分を行なうことが出来るような措置を講じようとするものである。その要旨は次の通りである。

(1) 地方公務員の給与改定に要する経費の財源を賦与するため、昭和三十五年度分の地方交付税の算定に用いるべき単位費用の特例を設けること。

(2) 追加予算により昭和三十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち、二百四十億円をこえる額を限度として昭和三十六年度に繰り越すことが出来るものとする。

(3) この法律施行前において決定された昭和三十五年度分の普通交付税の額は、地方交付税及びこの法律の規定を適用して変更されるべき昭和三十五年度分の普通交付税の額の概算交付額とみなすこと。

二 議案の可決理由

現下の地方財政には当然交付すべき財源を翌年度に繰り越すより余裕は全くなく、本来地方自主財源たるべき地方交付税の使途に条件ないし制限を加えようとすることは本制度の趣旨に反し、地方財政の独立性を侵犯するものではないかとの意見があり、本案の繰越使用の規定を削除する修正案が提出されたが、これを否決し、地方行政の計画的な運営を保障する意味から今回の措置は妥当なものとして、賛成多数をもつて、本案を原案の通り可決すべきものと議

決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十五年一般会計予算補正(第1号)に三百五十七億百三十八万円を計上してある。右報告する。

昭和三十五年十二月十七日

地方行政 濱田 幸雄
委員長 久野 忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

〔第九号参照〕

公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、中学校における教育の円滑な実施を確保するため、

1 昭和三十六年度又は昭和三十七年度における公立中学校の不正常授業を避けるために、昭和三十五年度及び昭和三十六年度において行なう校舎の新築等に要する経費の一部を国庫負担の対象とすること。
2 右の国庫負担の割合は二分の一とし、工事費算定の基礎となる坪数は、昭和三十七年五月一日に当該学校に収容される予定の生徒の数を用いて得た坪数とする。

3 右に関する経費の種類、基準坪数、建築単価等の必要事項は、現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法の規定によること。
4 本法は公布の日から施行し、昭和三十五年度の補正予算にかゝる国庫負担金から適用し、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う限時法であること。

二 議案の可決理由
などを内容としている。

昭和三十六年度又は昭和三十七年度における公立中学校の不正常授業を避けるための校舎の新築等に要する経費にかゝる国庫負担について、特別の措置を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十五年一般会計予算補正(第1号)に四十億六百三十六万三千円が計上されている。右報告する。

昭和三十五年十二月十九日

文教委員長 濱野 清吾
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案に対する附帯決議

中学校の生徒急増に引き続き、高等学校の生徒が急増し、著しい校舎の不足をきたすことは必至の情勢にあることにかんがみ、政府は中学校生徒急増対策と同様、事前に高等学校の施設を整備するために必要な経費につき適切な措置をすみやかに講ずべきである。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、さきに独立したナイジェリア連邦及びコンゴ共和国にある、在ラゴス日本国領事館及び在レオポルドヴィル日本国領事館を、在ナイジェリア連邦日本国大使館及び在コンゴ日本国大使館にそれぞれ昇格させるため「在外公館の名称及び位置を定める法律」に所要の改正を加えることと

に、これらの大使館に勤務する職員に在勤俸の額を定める必要があるため、「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」にも、所要の改正を行なうとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、諸外国との交友親善及び経済協力に万全を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、六百六十六万六千円が昭和三十五年一般会計予算に計上済である。右報告する。

昭和三十五年十二月二十日

内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

一 議案の要旨及び目的
本案は、内閣総理大臣の諮問に依りて、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議させるため、その存続期間を昭和三十六年九月三十日までとする公営競技調査会を、総理府の附属機関として設置することとし、これを公布の日から施行しようとするものである。

二 議案の可決理由
本案は、行政運営上妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として百八十八万五千円が昭和三十六年度一般会計予算に計上要求されている。

なお、昭和三十五年度内の所要経費については、同年度予算に計上されている各種競技会等の運営に必要な経費五十一万一千円のうちからこれに充当することにして右報告する。

昭和三十五年十二月二十日

内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

一 議案の要旨及び目的
食糧管理特別会計の運営の円滑化を図るため、食糧証券等の限度額は、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬこととするのが本案の要旨である。

二 議案の可決理由
現在、食糧管理特別会計において、食糧の買入代金等の支払に充てるため、証券を発行し、借入金をし、及び一時借入金をする事ができる金額の限度額は、同会計法第四条ノ二の規定により最高四千四百億円と定められているが、この食糧証券等の限度額と食糧の買入費等の予算とは、本質的に密接な関係にあるので、他の会計の例等にもかんがみ、今後この食糧証券等の限度額は、予算をもつて国会の議決を経ることに改めようとするものである。

なお、この限度額については、本年の豊作により、米穀の買入予定数量が当初の三千四百万石から四千百万石に大幅に増加するなどの関係から、現行の限度額の範囲内

では不足資金をまかなうことができないので、この限度額を本年度は五千百億円に引き上げることとして、適切なもので、認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十五年特別会計予算補正(特第1号)の予算補正総則第三条において、証券等の限度額を五千百億円と定めている。

昭和三十五年十二月二十日
大蔵委員長 足立 篤郎
衆議院議長清瀬一郎殿

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、産業投資特別会計において行なう投資の財源の一部に充てるため、昭和三十五年において一般会計から百二十億円をこの会計に繰り入れようとするものである。

なお、右の百二十億円は、決算により確定した同会計の三十四年度剰余金増加分二十五億円と合わせて、日本輸出入銀行及び商工組合中央金庫に対する出資金(日本輸出入銀行百二十五億円、商工組合中央金庫二十億円)として全額使用される。

二 議案の可決理由
日本輸出入銀行及び商工組合中央金庫に対する出資の財源に充てるための措置として適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十五年特別会計予算補正(特第1号)に、一般会計より受入として百二十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十日
大蔵委員長 足立 篤郎
衆議院議長清瀬一郎殿

一 議案の要旨及び目的
本案は、日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金四百五十八億円を百二十五億円増加して五百八十三億円としようとするものである。

二 議案の可決理由
日本輸出入銀行は、かねて資金需要の累増とそれに対する資金量の不足から資金の拡充が問題となつてきたが、輸出振興の急務である点にかんがみ、今回資本金を百二十五億円増加することは時宜をえた適切妥當な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十五年特別会計予算補正(特第1号)に百二十五億円の産業投資支出が計上されている。

昭和三十五年十二月二十日
大蔵委員長 足立 篤郎
衆議院議長清瀬一郎殿

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
商工組合中央金庫法は、昭和十一年に制定され、以来、商工組合中央金庫は、中小企業金融の円滑化に重要な役割を果たして来ているが、最近中小企業の体質改善の緊要性が高まつて来たことに伴ない、同金庫の使命は一層重大となつてい。

このような情勢下において、中小企業者の金利負担の軽減を図るとともに、当面の年末資金の需要に対処するため、商工組合中央金庫に対する政府出資を増加しようとするのが本案の目的であつて、本案の内容は、商工組合中央金庫の資本金を二十億円増額し、これを政府が出資することとしようとするものである。

二 議案の可決理由
本案は、中小企業者の金利負担の軽減及び需要資金源の増強を図ることによつて中小企業の振興に資するための措置として、有効適切なものであると認め、これを可決すべきものと議決した。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附した。

三 本案施行に要する経費
昭和三十五年産業投資特別会計予算補正に、商工組合中央金庫への出資金二十億円が計上されている。

昭和三十五年十二月二十日
商工委員長 中川 俊思
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業金融対策として、昭和三十六年度においては、商工組合中央金庫をはじめ、政府関係中小企業金融機関に対する財政投融資額を更に増大し、資金源の増強と貸出金利の引下げに資するよう措置すべきである。

四 国地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
四国地方における資源の総合的

開発を一層促進するため、四国地方開発促進計画に基づく重要な事業に要する経費に係る国の負担割合を引き上げんとするものであり、本案の要旨は次の通りである。

1 財政再建団体である県については、国の負担割合を通常の国の負担割合より二割引き上げるものとすること。
2 財政再建団体以外の県のうち、内閣総理大臣が、当該県の財政を勘案して指定する県に対しては、国の負担割合を、通常の国の負担割合の二割以内において、政令で定める割合だけ引き上げるものとすること。

なお、以上の措置により、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとすること。

二 議案の修正議決理由
本案の四国地方開発促進計画に基づく重要な事業に要する経費に係る国の負担割合を引き上げんとする趣旨は妥當と認めるが、この法律施行の際現に地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により、財政の再建を行なつてゐる、いわゆる準用団体である県にあつては、四国地方開発促進計画に基づく事業に係る国の負担割合等については、財政再建団体に準じた扱いをすることを適切と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、約八千万円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して江藤経済企画事務次官から本修正に対し「遺憾ながら賛成いたしかねる」旨の意見が述べられた。

昭和三十五年十二月二十日
国土総合開発 辻 寛一
特別委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 四国地方開発促進計画に基づく事業を実施する県でこの法律の施行の際現に地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、当該県が同法同条同項の規定により財政の再建を行なうに限り、この法律による改正後の四国地方開発促進法第十三條の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七條及びこれに基づく政令、第二十二條並びに第二十一條第一項及び第二項並びにこの法律による改正後の四国地方開発促進法第十二條第三項の規定を適用する。

12 この法律による改正後の四国地方開発促進法第十二條第三項〇及び項において準用する場合を含む。及び第十三條の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

〔第十号参照〕
昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
昭和三十六年一月一日から三月三十一日までの間に支給される給与所得及び退職所得については、明年年度において改正を予定されている次の諸控除及び税率に基づいて計算した源泉徴収税額により源泉徴収をすることとする。

三十一日までの間に支給される給与所得及び退職所得については、明年年度において改正を予定されている次の諸控除及び税率に基づいて計算した源泉徴収税額により源泉徴収をすることとする。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録追録(その一) 議案に関する報告書

すなわち、明年度の税制改正においては、配偶者控除を創設して九万円控除を行なうこととし、扶養控除については十五歳以上の扶養親族について現行の控除三万円を五万円に引き上げることとし、また給与所得控除については、新たに一万円の定額控除を設けるとともに、税率については、七十万円未満の所得に適用される税率の緩和を行なうこととし、さらに退職所得の特別控除については、百万円の限度を廃止することを予定している。

なお、本改正により源泉徴収の所得税は、昭和三十五年において約五十八億円の減収となる見込みである。

二 議案の可決理由

所得税の減税が昭和三十六年一月から実施される予定であること等にかえりみ、適切なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬 一郎殿

製造たばこの定価の決定又は改正に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現に試製して販売中の製造たばこ「スリーエー」及び「ハイライト」の売れ行き状況にかえりみ、これらをさらに継続して販売する等のため日本専売公社製造たばこ価格表に追加しようとするものである。

二 議案の可決理由

たばこの試製販売期間は六月で、六月をこえて販売するために

は最近の機会に製造たばこ価格表に追加の措置をとる必要があるが、「スリーエー」及び「ハイライト」はいずれも売れ行きが良好で今後継続して販売することは適切であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬 一郎殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
但し良質紙は二十円
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五、四三二一六

官報

号外
昭和三十五年十二月二十二日

第三十七回 衆議院會議録追録 (その二)

請願に関する報告書

〔第十一号(その一)参照〕

地方行政委員会

鹿兒島県十島村の財政援助に關する請願(請願者 鹿兒島県大島郡十島村長池山乙助)(宇田國榮君紹介)(第二五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県大島郡十島村は奄美群島に属し、米軍政下にあつたので、当然「奄美群島復興特別措置法」の適用地域内に入り、復興予算の恩典に浴する国の温情措置が至当なのに、この恩典から除外されたため、今日全国一の貧困、窮乏の状態におかれている。ついでに、同村を奄美群島復興特別措置法の適用地域内に編入し、大幅な財政援助の措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由

終戦後における鹿兒島県大島郡十島村の経た歴史的事情にかんがみ、同村を奄美群島復興特別措置法の適用地域内に編入することを妥当と認め、本請願はこれを議院

の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

地方行政 濱田 幸雄
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

市町村職員の一般公務員との給与格差是正に關する請願(請願者 長野県議會議員滝沢登外一名)(中澤茂一君紹介)(第七三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村職員の給与実態が、一般公務員と大きい開きがあり、また各市町村間にも格差があるのは、初任給ならびに給与基準が不明確であること、定期昇給のストップならびにベースアップの不履行が重なつてきたことが大きな要素となつてゐる。ついでに、この際給与制度の基準を確立し、市町村職員給与基準を一般公務員なみに是正されたいといふのである。

二、請願の議決理由

ひとしく地方公務員といひなが

ら、その給与実態において、都道府県及び市町村職員間に大きな格差のある現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

地方行政 濱田 幸雄
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

質屋営業法の一部改正に關する請願(請願者 東京都千代田西神田一丁目七番地全国質屋連合会長古沢勇士外十一名)(高田富之君紹介)(第九六号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

質屋営業法は、終戦直後の混乱時に制定されたものであるが、社会経済状態の安定した現在、同法の三大目的である防犯、利用者保護、質業者の育成の面で幾多実情に沿わぬ状況が生じてきたので、質業本来の目的が達成できるように次の通り同法を改正されたいとい

うのである。(一)質屋営業法第一條第一項の質屋営業の範圍に、流質物の処分行為を含めること、(二)同法第三條に、对人的制限として、質屋として必要な知識および能力を有する者、対物的制限として営業所の距離制限を追加規定すること、(三)質屋と同じような特品を債権者の所持において金銭を貸付ける質屋類似行為を禁止すること、(四)許可証の更新手続を廃止すること、等。

二、請願の議決理由

質屋営業法制定以後の社会経済実態の変化にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

地方行政 濱田 幸雄
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

遊興飲食税減免に關する請願外一件(請願者 新潟市古町通九番町新潟県壽司商環境衛生同業組合理事長川上吉助外十名)(高橋清一郎君紹介)(第九七号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の遊興飲食税の税率は、普通飲食に対しては一割、風俗営業には一割五分の課税となつてゐる

が、業界の実情は普通飲食業も風俗営業もその業態区分は全然画然としてゐず、また大衆とか高級とかの差異なども實際は微妙で分け得られぬ状態である。また免税点も現行では普通飲食に三百円の免税点があるが、料理店等に対しては免税点の適用はなく、業態区分ができていない混然たる業者間においては不合理を生じ、消費者感情を刺激して特別徴収義務者としては税の徴収上困難を感じてゐる。ついでに、次要事項を実施されたいといふのである。(一)普通飲食と遊興飲食とを分離し、普通飲食を課税の対象外とすること、(二)一人一回五百円までの普通飲食については免税とすること、(三)花代税率との不均衡を是正すること。

二、請願の議決理由

普通飲食と遊興飲食の分離、免税点の引上げ等遊興飲食税については、かねて本委員会においてもしばしば論議されてきたところであり、政府は課税対象行為、免税点、税率等総合的に検討し本税の合理化を図るべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録(その二) 請願に関する報告書

昭和三十五年十二月二十一日

地方行政 濱田 幸雄
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

法務委員会

裁判所の代行書記官等制度廃止
に関する請願(請願者 山梨県
大月市大月町駒橋二百八十二番
地出羽三郎外三十二名)(畑和君
紹介)(第一四五号)、同外二十三
件(請願者 青森市大字浦町字
野脇三百四十四番地富岡時男外
二十三名)(黒田壽男君紹介)(第
一七九号)、同外二十一件(請願
者 青森県八戸市大字糠塚字古
常泉下十八番地佐藤和男外二十
一名)(黒田壽男君紹介)(第二一
二号)、同外二件(請願者 新
潟市松沢町阿部精一外二十三
名)(畑和君紹介)(第二二三号)
及び同外三件(請願者 佐賀県
唐津市坊主町四百七十三番地の
一山崎実外五十四名)(畑和君紹
介)(第二四九号)に関する報告
書

一、請願の要旨及び目的

裁判所の代行書記官、代行調査
官ならびに代行速記官は、日常、
書記官、調査官、速記官となら
差異のない同一質量の業務に従
事しており、かつその責任も同一
であり、代行であるからと責任
を免れることも、法規上不能で
ある。しかるに、その待遇上の
差別は著しく、また拡大しつつあ

る実情であつて、勤務意欲を失
憂うべき状態をひき起こしてい
る。ついでには、代行書記官等の制
度を廃止して、現在の代行書記
官、代行調査官ならびに代行速記
官を、書記官、調査官ならびに速
記官に切り換えられたいというの
である。

二、請願の議決理由

願意のごとく、現在裁判所書記
官には多数の欠員があり、この欠
員を代行書記官によつて職務を行
なわせ、かつ責任も同一でありな
がら、待遇上の差別は著しい。こ
のような現状は、司法行政上から
も不適当であつて人権を守る裁判
所においてこそ、率先して、このよ
うな不平等な取扱は廃止すべきも
のと認められる。よつて本請願の
趣旨は、きわめて妥当であり、これ
を議院の會議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願は
これを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十日

法務委員長 池田 清志

衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員会

たばこ販売手数料引上げに關す
る請願(請願者 仙台市東三番
丁四十五番地東北たばこ販売協
同組合連合会長松沢太治郎外千
四百三十一名)(愛知探一君紹
介)(第二六号)、同(請願者

福島県郡山市虎丸百十一番地福
西英吉外十九名)(八田貞義君
紹介)(第二七号)、同(請願
者 金沢市長土堀五番町十六
番地金沢たばこ販売協同組合理
事長小杉得平外五千三百二十五
名)(薩摩雄次君紹介)(第三
六号)、同(請願者 長野県更
級郡上山田町南沢りさ外八千九
百六十七名)(高橋清一郎君紹
介)(第九八号)、同(請願者
徳島市万代町三丁目五番地南
四国たばこ販売協同組合連合会
長吉見勢之助外十九名)(濱田
幸雄君紹介)(第九九号)、同
(請願者 佐賀県伊万里市瀬戸
町千三百六十番地滿江光次外七
十一名)(保利彦君紹介)(第
一〇〇号)、同(請願者 大分
県日田市亀山町日田たばこ販売
協同組合理事長南良一外三十一
名)(廣瀬正雄君紹介)(第一
二五号)、同(請願者 長野県
上田市海野町四千八百番地上田
たばこ販売協同組合理事長山田
太郎外七百五十五名)(羽田武
嗣郎君紹介)(第二六号)、同
(請願者 甲府市柳町山梨県た
ばこ商業協同組合連合会高野孫
左衛門外十二名)(内田常雄君紹
介)(第一四六号)及び同(請願者
高松市朝日町四国たばこ販売
協同組合連合会理事長池田伊三
郎外十八名)(高橋英吉君紹介)
(第二七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

たばこ小売業者の受ける販売手
数料は、現在は定価の八分である
が、これを戦前通り一割に引き上
げるよう要望した請願は、すでに
衆参両院において採択となつてい
るが、本年度は、特別手数料とし
て、総額五億円を小売業者に交付
されたのに止まつている。ついで
は、改めてたばこ販売手数料を戦
前通り一割に引き上げられたいと
いうのである。

二、請願の議決理由

たばこ小売業者の実情にかんが
み、本年度は若干の措置が講ぜら
れたが、なお、たばこ専売事業の
円滑な発展をはかるため、十分研
究を要するものと認め、本請願は
これを議院の會議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請
願はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

物品税法の一部改正に關する請
願(請願者 三重県伊勢市一之
木町百七十二番地伊勢時計眼鏡
商業協同組合理事長高西直三外
二百八十九名)(濱地文平君紹
介)(第二八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
物品税法において第一種に規定

されている貴金屬、宝石等は、せ
いたく品でなく國民大衆の貯蓄で
あるが、現行の物品税法において
は小売店頭課税二十パーセントを
課している。これはあまりに高率
に過ぎ、大衆消費者への転嫁が困
難であるのみならず、そのために
やみ商人がばつこし、正規業者の
営業が圧迫されている。ついでに、
第一種課税物品の税率二十パーセ
ントを三パーセントに引き下げる
とともに、免税点現行二千五百円
を一万円に引き上げられたいとい
うのである。

二、請願の議決理由

税制全般の見地より、今後検討
を要するものと認め、本請願はこ
れを議院の會議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請
願はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

勤労者住宅建設促進のため厚生
年金還元融資わく拡大に關する
請願(請願者 長野県議會議員
滝沢登外一名)(中澤茂一君紹
介)(第二七八号)に関する報告
書
一、請願の要旨及び目的
政府は公営住宅、公団住宅、住
宅金融公庫による住宅等種々の住

宅対策を講じてきたが、特に勤勞者の低所得階層には、いずれもその入居資格その他の条件が適合しないため、これら諸制度の恩典をうけられず、また工場誘致に伴い、それら従業員の家宅、寄宿舎、寮等の建設についても必要に迫られてゐる。さいわい昭和二十七年より常時三百人以上の被保険者を使用する事業主が、住宅建設の事業主体となつて厚生年金還元融資による住宅建設の道がひらかれたが、これも融資額が少ないので十分とはいえない。ついでには、厚生年金積立金の還元融資により、勤勞者住宅建設が大幅に行ないうるよう措置されたいといふのである。

二、請願の議決理由

厚生年金積立金の性格及び住宅政策等、国家的見地から適切な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

看護婦の年金通算に関する請願

外一件(請願者 佐賀市高木瀬

町国立佐賀病院田原カチ外三千

六百五十名)(井手以誠君紹介)

(第八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院、療養所に勤務し、支那事変および太平洋戦争に日赤の看護職員として従軍した看護婦は、今回改正された公的年金制度の基礎年限に従軍期間が通算されないが、同趣旨で従軍した陸海軍看護婦等はそれが認められてゐる。ついでには、国家危急に身を命をいし、なら異なることなく職責を果した立場を考慮して、日赤の従軍看護職員としての期間を公的年金制度の通算期間とする措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由

当該者の実態等を十分調査研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願(請願者 熊本県阿蘇

郡蘇陽町二瀬本千四百六十八番

地小屋迫一外九千四百六十九

名)(松野頼三君紹介)(第一二七

号)、同(請願者 茨城県那珂

郡瓜連町大字瓜連千九十四番地

河合沖外一万五千八十九名)(志

賀健次郎君紹介)(第一四八号)

及び同(請願者 広島市南観音

町千二百九十番地の二浦島秀好

外七千二百五十六名)(橋本龍伍

君紹介)(第一四九号)に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

たばこ耕作者の経済的地位の向上およびたばこ耕作組合の自主活動を促進し、もつてたばこ専売事業の健全な発達に資するため、すみやかに次の事項を実現されたいといふのである。(一)専売公社の現行葉たばこ収納価格はきわめて低く、葉たばこの生産費を満たされない事情にかんがみ、現行葉たばこ収納価格を改め、耕作者に生産費および所得補償をする価格に引き上げること。(二)専売公社業務代行助力に要する経費は全額国庫負担とすること。

二、請願の議決理由

たばこ耕作者の実情等にかんがみ、たばこ専売事業の円滑な運営をはかるため、研究すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

長野県旧武徳殿下げに関する

請願(請願者 長野県議會議員

山岸光治外一名)(松平忠久君

紹介)(第一四七号)に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

近年柔道、剣道および弓道は、年をおつて盛大となり、特に警察職員の訓練のためには欠くことのできないものとなつてゐるが、長野県においては、それらの全県的大会を開催できるような大道場が存在しない。聞くところによると、昭和三、四年頃、大日本武徳会長野支部が建設したもので、敗戦により駐留軍に接収されて国有財産となつてゐる長野県旧武徳殿跡に在る長野地方行政監察局および長野地方公安調査局の両庁舎が、近く長野刑務所旧庁舎へ移転する趣きである。ついでには、前記両局の移転後は同警察道場として同土地ならびに建物を同県に払い下げられたいといふのである。

二、請願の議決理由

国有財産の適切な処理運営をはかるため、本案の趣旨はおおむね妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

大蔵委員長 足立 篤郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業協同組合に対する法人税課

税免除等に関する請願(請願者

和歌山県有田市辻堂在原毅外

二千六百三十六名)(正示啓次郎

君紹介)(第一八〇号)、同(請

願者 和歌山県海南市野上中

上田善一外二千三百七十九名)

(田中織之進君紹介)(第一八

一〇号)、同(請願者 和歌山県

日高郡日高町大字小浦鈴木道弘

外二千九百九十二名)(辻原弘

市君紹介)(第一八二号)、同

(請願者 和歌山県西牟婁郡中

辺路町近露横矢乾外二千七百七

十二名)(早川崇君紹介)(第

一八三号)、同(請願者 和歌

山県橋本市葛蒲合九百五十三番

地辻田信明外三千百二十二名)(坊

秀男君紹介)(第一八四号)、

同(請願者 和歌山市内原東方

昌夫外二千六十八名)(山口喜

久一郎君紹介)(第一八五号)、

同(請願者 奈良市高天町一番

地奈良農協同組合中央会総

務課長大木良造外一万四千四百

九十七名)(秋山利恭君紹介)

(第一五〇号)、同(請願者

宮城県宮城郡多賀城町市川字五

万崎五十八番地菊池安右衛門外

七千二百三十六名)(西宮弘君

紹介)(第二五一号)、同(請

願者 宮城県栗原郡志波姫村大

字姫郷字八幡新田百二十五番地

那須豊治外五千七百二十四名)

(長谷川峻君紹介)(第二五二

号)、同(請願者 奈良市高天

町一番地奈良農協同組合中

二七

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録追録(その二) 請願に関する報告書

二、請願の議決理由

信州大学医学部付属病院の中央手術棟、中央診療棟の建設費について、すみやかに予算措置を講ずるよう十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め

る。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

文教委員長 濱野 清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

公立高等学校増設に関する請願 (請願者 東京都大田区雪ヶ谷町二千二百一十一番地大高英幸外二千三百七十一名) (本島百合子君紹介) (第二七二号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年に高校へ進むはずの、現在中学一年生を頂点として、小学五、六年の高校進学問題は、教育人口の急増に対処する高校数の不足ということから、深刻に憂慮されている。たとえば東京都では、現在の都立高校収容力を九万人余も越える高校進学希望者が三十八年に予想され、父母の不安が高まつている。ついでに、すみやかに公立高校増設の措置を講ぜられたいのである。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う収容施設の整備に關し、事前において適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め

る。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

文教委員長 濱野 清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

大学院の研究条件改善等に関する請願 (請願者 福岡市箱崎町前川町一丁目花田方下川浩一外百十二名) (稻富稔人君紹介) (第二九二号) 及び同 (請願者 東京都大田区田園調布二丁目三十四番地岩崎憲太郎外三十八名) (鈴木義男君紹介) (第二九二号) 及び同 (請願者 北海道札幌市豊平町平岸一區幌美通り成河智明外百十三名) (本島百合子君紹介) (第二九三号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の大学院が、経済的にまた制度的に、研究者の養成機関としての機能を十分に果していない現状にかんがみ、大学院における研究条件の改善のために次記要項を実施されたいのである。(一) 大学院生に対する奨学金を博

士課程月額一万五千円、修士課程月額一万円に引き上げ、全員一率給費制とすること、また博士課程留年者にも奨学金を支給すること、(二) 文部省予算に、大学院独自の予算項目を設けること、(三) 大学教官のポストを大幅に拡充すること、(四) 博士課程、修士課程卒業者には、独自の公務員試験のルートを設け、別建ての給与表を設定すること、(五) 日本学術振興会の奨励研究生制度を拡充し、定員を五百人とすること、(六) 海外留学生の定員を拡充し、渡航費用を支給すること、また海外留学生在を休学扱いにしないこと。

二、請願の議決理由

大学院等の研究条件を改善することは、目下の緊要事である点にかんがみ、すみやかに所要の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

文教委員長 濱野 清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会 戦傷病者のための単独法制定に関する請願 (請願者 東京都千代田区丸の内一丁目日本傷痍軍人会内日本傷痍軍人妻の会沖野和子) (小川半次君紹介) (第二九号) 及び (請願者 東京都千代田区丸の内一丁目日本傷痍軍人会専務理事沖野亦男) (永山忠則君紹介) (第三〇号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後傷い軍人等に対する施策が行なわれてきたが、現行法規や援護機関はいずれも幾重にも重なり、指導、援護は適確を欠き、さらに啓発もほとんどなされていず、いたずらに混乱を生じさせている現況である。これは、傷い軍人の誇りとする身分を確たる規範をもつて律しないためである。ついでには、この際傷い軍人をあくまで更生の意気に燃えさせるため、戦傷病者のための単独法を制定し、この単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止されたいのである。

二、請願の議決理由

戦傷病者の更生の意気を高揚せしめるため、前掲の措置を講ずることは、適切妥当なものと認め

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

文教委員長 濱野 清吾

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会 戦傷病者のための単独法制定に関する請願 (請願者 東京都千代田区丸の内一丁目日本傷痍軍人会内日本傷痍軍人妻の会沖野和子) (小川半次君紹介) (第二九号) 及び (請願者 東京都千代田区丸の内一丁目日本傷痍軍人会専務理事沖野亦男) (永山忠則君紹介) (第三〇号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後傷い軍人等に対する施策が行なわれてきたが、現行法規や援護機関はいずれも幾重にも重なり、指導、援護は適確を欠き、さらに啓発もほとんどなされていず、いたずらに混乱を生じさせている現況である。これは、傷い軍人の誇りとする身分を確たる規範をもつて律しないためである。ついでには、この際傷い軍人をあくまで更生の意気に燃えさせるため、戦傷病者のための単独法を制定し、この単独法成立とともに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関連法規は廃止されたいのである。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護基準引上げに関する請願 (請願者 横浜市中区末吉町三丁目四十五番地全日本労働組合神奈川県支部野村広武外一名) (川上貫一君紹介) (第三七五号) 及び同 (請願者 横浜市中区末吉町三丁目四十五番地四川義三) (志賀義雄君紹介) (第三八号) 及び同外一件 (請願者 横浜市中区末吉町三丁目四十五番地江成繁雄外一名) (谷口善太郎君紹介) (第三九号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の生活保護基準は現在の国民生活の一般基準をはるかに下回るものであるから、同基準を現行の二倍に引き上げられたいのである。

二、請願の議決理由

現在の国民生活の実情にかんがみ、その越え妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会 戦傷病者のための単独法制定に関する請願 (請願者 東京都千代田区丸の内一丁目日本傷痍軍人会内日本傷痍軍人妻の会沖野和子) (小川半次君紹介) (第二九号) 及び (請願者 東京都千代田区丸の内一丁目日本傷痍軍人会専務理事沖野亦男) (永山忠則君紹介) (第三〇号) に関する報告書

社会労働 山本 猛夫 委員長

失業対策事業の賃金引上げに関する請願(請願者 横浜市中区末吉町三丁目四十五番地全日本自由労働組合神奈川県支部和泉信敏)(川上貢一君紹介)(第四〇号)、同(請願者 横浜市中区末吉町三丁目四十五番地全日労働神奈川県支部野村広武外二名)(志賀義雄君紹介)(第四一号)及び同外一件(請願者 横浜市中区末吉町三丁目四十五番地全日労働神奈川県支部西川義三)(谷口善太郎君紹介)(第四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業関係の賃金を当面一率二百六十六円賃上げして全国一率六百円とし、憲法に保障された健康にして文化的な最低生活を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は失業対策事業の賃金の推移にかんがみその趣旨検討すべきものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

精神薄弱者援護施設設置に関する請願(請願者 長野県議會議員長田輝男外一名)(中澤茂一君紹介)

君紹介)(第七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

精神薄弱者の更生援護は、その特殊性からみてきわめて難事であり、とかく社会から放置されたまま物心両面で家庭の重い負担となり、ひいては社会的に犯罪その他の非行をとめない、軽視できない現状である。この対策として当面最も緊急を要することは、これらの精神薄弱者をすみやかに施設に収容して保護するとともに、生活指導や職業訓練を実施することと考えられる。ついでには、長野県にはこの種施設が全くないので同県に、昭和三十六年度において当該施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

その趣旨妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

らい予防事業に関する請願(請願者 長野県議會議員長田輝男外一名)(中澤茂一君紹介)(第八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らいは、いまや早期に治療することによつて完全に治癒するものであるが、社会には依然としてらいに対する誤つた考え方が強く、全治した患者の社会復帰を非常に困難にしている。ついでには、らい予防事業の一環として、らいは伝染病であつて早期治療により完全に治癒するものである等の啓発を行なうとともに、患者が安心して療養所を退所し、社会復帰できるよう万全の対策をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

らい治療の進歩に伴い社会復帰する者も少くない現状にかんがみ、本請願の趣旨は適切と認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金制度の拡充強化に関する請願(請願者 長野県議會議員長田輝男外一名)(中澤茂一君紹介)(第八一号)に関する報告書

き、次記要項を実現されたいというのである。提出制年金については、(一)遺族一時金制度の早期実現、(二)通算調整の早期実現、(三)積立金の被保険者福祉への運用、(四)普及指導員の制度化と経費の全額国庫負担、等。福祉年金については、(一)各種所得制限の緩和、(二)夫妻同時受給制限の撤廃、(三)準母子世帯に母子福祉年金の支給、等。

二、請願の議決理由

社会保障制度を確立するためには、国民年金制度の充実が一大要素である。本請願の趣旨は、きわめて時宜に適したものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

母子福祉資金貸付金の貸付限度額引上げに関する請願(請願者 長野県議會議員長北沢貞一外一名)(中澤茂一君紹介)(第八二号)に関する報告書

現在のわが国の経済情勢を大局的見地から眺めた場合に、この母子福祉資金の貸付金があまりにも少額のため事業の内容に即さない面もある。ついでには、次記事項の実現を図りたいというのである。(一)事業開始資金現行十万円を二十万円に引き上げること、(二)事業継続資金現行三万円を五万円に引き上げること、(三)住宅補修資金現行三万円を五万円に引き上げること、(四)修学資金高等学校現行月千円を千五百円に引き上げること。

二、請願の議決理由

母子世帯に対し、前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものとして認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

長野県に公共職業訓練所の増設に関する請願(請願者 長野県議會議員長北沢貞一外一名)(中澤茂一君紹介)(第八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近長野県は機械金属工業が急速に伸長し、特に精密機械工業、

電子工業等に特異的な成長を示しているが、同県一般職業訓練所の技能者養成の現況は全国平均の類職種五十パーセントのほぼ半数の状況で、県内の未来の技能者活用は望むべくもなく、あたら優秀な人材を埋もれさせている結果となつてゐる。ついで、昭和三十六年度において長野県に公共職業訓練所を三箇所程度増設されたといふのである。

二、請願の議決理由

本請願は、職業訓練事業の実情にかんがみ、その趣旨適切なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 委員長 山本 猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院、療養所の給食費引上げに関する請願(請願者 東京都北多摩郡清瀬町芝山日本患者同盟日高義晃)(久保三郎君紹介)(第一五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立病院、療養所の患者給食費は百二円であるが、これでは病気を治すに足るだけの十分な給食をすることができないばかり

か、最近における著しい諸物価の値上りにより給食内容において質の低下となつてあらわれている。ついで、三十六年度において国立病院、療養所の給食費を百三十円以上に引き上げられたいといふのである。

二、請願の議決理由

病院給食は患者治療促進の要素である実情にかんがみ、本請願の趣旨は時宜に適合するものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 委員長 山本 猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

緊急就労対策事業日雇労働者の待遇改善に関する請願(請願者 東京都新宿区下落合四丁目千六百五番地全日本自由労働組合中央執行委員長中西五州)(五島虎雄君紹介)(第一五三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石炭鉱業合理化臨時措置法に基づいて昭和三十四年炭鉱離職者臨時措置法が制定され、以来炭鉱離職者緊急就労対策事業が実施されているが、その事業の現状は、炭鉱失業者の失業対策と生活安定を

本旨とする立法の精神を著しくゆがめており、炭鉱地帯の失業問題はますます深刻化し、重大な社会問題に発展しつつある。ついで、この事態の改善と根本的解決を図るため、当面次記項目について善処されたいといふのである。(一)事業の予算単価を引き上げ、賃金、労働条件を改善すること、(二)炭鉱失業者の一般失対への就労制限を撤廃すること、(三)緊急就労対策事業就労者に対し、一般失対なみの手当を支給すること。

二、請願の議決理由

本請願は、炭鉱離職者緊急就労対策事業実施の実情にかんがみ、その趣旨適切なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 委員長 山本 猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院、療養所の医師及び看護婦増員に関する請願(請願者 東京都北多摩郡清瀬町芝山日本患者同盟日高義晃外五千九百八十七名)(中澤茂一君紹介)(第一五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は明年四月から国民皆保険

を実施するといつてゐるが、国立病院、療養所の現況は、国の医療費に対する負担が少なく、低医療費政策をとつてゐるため、そのしわ寄せが患者と医療労働者にかかつてきており、特に昨今では患者数も増え、医学の進歩によつて治療、看護の内容が複雑になつてきているのに、定員基準は十三年前に決められた医療法施行規則によつておさえられ、現実にはそれさえも下回る基準看護を押しつけている有様である。ついで、医療法を改正して国立病院、療養所の医師および看護婦の大幅増員をはかられたいといふのである。

二、請願の議決理由

国立病院、療養所の国民医療を担う任務 重要性にかんがみ、医療従事者の充実はきわめて肝要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 委員長 山本 猛夫

衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者の援護に関する請願外三件(請願者 埼玉県川口市芝広面二千九百四十三番地高木雄司外三名)(黒田壽男君紹介)(第一八九号)、同(請願者

広島県福山市原爆被害者の會長土屋昇一(重政誠之君紹介)(第一九〇号)、同(請願者 広島県芦品郡原爆被害者の會長井上昇)(高津正道君紹介)(第一九二号)、同(請願者 広島県芦品郡協和村原爆被害者の會長下江武介)(高橋等君紹介)(第一九二号)、同(請願者 広島県三原市原爆被害者の會長小野田百合子)(永山忠則君紹介)(第一九三三号)、同(請願者 広島県安芸郡矢野町原爆被害者の會長伊藤サカエ)(前田榮之助君紹介)(第一九四号)、同(請願者 広島県賀茂郡原爆被害者の會長松田亀夫)(松本俊一君紹介)(第一九五号)、同外三件(請願者 岡山市桑田町三丁目八番地松本薫外三名)(黒田壽男君紹介)(第一二七号)、同外六件(請願者 広島市皆実町二丁目八百四十七番地日詰忍外六名)(大原亨君紹介)(第二七四号)、同外一件(請願者 岡山市内山下相生町流郷泰二外一名)(山崎始男君紹介)(第二七五号)及び同(請願者 岡山県都窪郡山手村大字宿二百五十二番地の二守安多馬一)(和田博雄君紹介)(第二七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者援護措置の完全を期すため次記事項の実現に必要な現

行医療法の改正等を講ぜられたい
 というのである。(一) 原爆被害者の医療を無料にするため、現行医療法の特別被爆者の取り扱いを全被爆者に拡大すること、(二) 現行医療手当の大幅な増額と支給条件を緩和して十分な生活保護措置を講ずること、(三) 生活困窮の被爆者に特別生活保護手当を支給すること、(四) 原爆死没者遺族に弔慰金と年金を支給すること、(五) 原爆症の研究と根治療法発見のため放射能医療研究機関を設立すること。

二、請願の議決理由

広島、長崎における原爆被爆者の現状にかんがみ、本請願の趣旨は適切なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫
 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

社会保障制度拡充強化に関する請願外三十九件(請願者 島根県那賀郡国府町長佐々木弘明外七万八千七百二十名)(大橋武夫君紹介)(第二七三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保障制度の拡充強化について

て、次記要項を実施されたいというのである。(一) 療養給付費に対する国庫負担を四割以上とし、調整交付金も大幅に増額すること、(二) 事務費に対する国庫負担を実質十割とすること、(三) 国保健康増進に対する補助対象額を引き上げること、(四) 辺地における国保診療施設の経営費に対して国庫補助の道を講ずること、(五) 生活保護適用者は、国保の被保険者から除外すること、(六) 保険財政の現状にかんがみ、この際被保険者、被保険者の負担となるような医療費の引き上げは行わないこと。

二、請願の議決理由

その趣旨妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫
 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

精神薄弱者対策促進強化に関する請願(請願者 横浜市鶴見区鶴見町六百三十八番地堀内君子外二千四百二十八名)(門司亮君紹介)(第二七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年三月精神薄弱者福祉法が制

定され、国立精神衛生研究所の中に精神研究部が新設されたほか、精神児童の食費の増額や見学旅行費の支給、中学卒業後の職業訓練等については、種々施策が進められていることは、まことに感謝にたえないが、しかし精神薄弱者の成人対策は芽を出したばかりであり、経済福祉や重症者に対する終身保護等については、全然緒についていないのみならず、児童対策も体系が整ったのみで、人数に比し各種施設や学級があまりにも少ない状態である。ついては、昭和三十六年度において、次記要項を実施されたいというのである。国立および公立の各種施設の増設と、民間施設に対する大幅な助成、(二) 精神薄弱者にも身体障害者なみの経済福祉の向上、(三) 教育可能な精神薄弱者の職業訓練と雇用促進、(四) 精神児童のため養護学校、特殊学級の義務設置促進。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

社会労働 山本 猛夫
 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産委員会

農村計画推進対策の確立に関する請願(請願者 宮城県志田郡三本木町長岩淵光次)(伊藤宗一郎君紹介)(第一号)、同(請願者 福井県坂井郡坂井村長竹本嘉二)(植木庚子郎君紹介)(第二号)、同外一件(請願者 北海道夕張郡由仁町長宮野嘉吉外一名)(篠田弘作君紹介)(第三号)、同(請願者 岐阜県山県郡高富町長矢崎義二)(野田卯一君紹介)(第四号)、同外一件(請願者 三重県伊勢市長慶谷隆夫外一名)(濱地文平君紹介)(第五号)、同外一件(請願者 宮城県塩釜市長桜井辰治外一名)(愛知探一君紹介)(第六号)、同外十六件(請願者 埼玉県秩父郡横瀬村長浅見万作外十六名)(荒船清十郎君紹介)(第七号)、同外六件(請願者 茨城県高萩市本町一丁目百番地安村篤外六名)(大高康君紹介)(第八号)、同外二件(請願者 石川県加賀市町新家熊吉外二名)(坂田英一君紹介)(第九号)、同(請願者 福井県大飯郡大飯町長永谷力弥)(薩摩雄次君紹介)(第一〇号)、同外一件(請願者 静岡県島田市市長森昌也外一名)(高見三郎君紹介)(第一一号)、同外千二百九十二件(請願者 千葉県長生郡長柄町刑部二千二百九十八番地白木武雄外千二百九十二名)(千

葉三郎君紹介)(第二二号)、同外二件(請願者 茨城県那珂郡大宮町農村振興協議会長菊池道隆外二名)(塚原俊郎君紹介)(第一三三号)、同外四件(請願者 茨城県新治郡玉里村長野口一外四名)(丹羽喬四郎君紹介)(第一四四号)、同(請願者 愛知県春日井市長梅村義二)(丹羽兵助君紹介)(第一五五号)、同(請願者 福井県大野市長森広治兵衛)(福田一君紹介)(第一六六号)、同(請願者 前橋市長石井繁丸)(藤枝泉介君紹介)(第一七七号)、同(請願者 栃木県塩谷郡栗山村長福田岸三)(船田中君紹介)(第一八八号)、同(請願者 山形県寒河江市長国井門三郎)(牧野寛素君紹介)(第一九九号)、同(請願者 秋田市長川口大助)(柳谷清三郎君紹介)(第二〇〇号)、同外二件(請願者 福岡県三井郡北野町長中垣等外二名)(山崎巖君紹介)(第二二二号)、同(請願者 福島県喜多方市長山口光三)(大竹作摩君紹介)(第四六六号)、同(請願者 島根県邑智郡石見町長島居大二)(櫻内義雄君紹介)(第四七七号)、同(請願者 長崎県南松浦郡三井楽町長立本裕)(白濱仁吉君紹介)(第四八八号)、同外一件(請願者 佐賀県小城郡三日月村長村岡英二外一名)(三池信君紹介)(第四九号)、

にその基礎を固めておらず、農民に及ぼす影響もきわめて大きく農村振興を図る上から、この総合対策を一層発展させるための本格的施策を樹立する必要があると認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

果樹農業振興特別措置法制定に
関する請願(請願者 長野県上
水内郡豊野町長野果樹振興対
策議員連盟委員長藤沢武)(小
坂善太郎君紹介)(第三二号)
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国産業における果樹農業の重要性にかんがみ、果樹農業振興特別措置法を制定することにも、次記事項の実現について措置されたいというのである。(一)「果樹農業振興総合対策要綱」に基づき予算措置の確立、(二)農林省の果樹農業行政機構の改革強化。

二、請願の議決理由

国民食生活改善に伴う果樹農業の重要性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送

付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

畑地土地改良事業等の困庫補助
に関する請願(請願者 長野県
議會議員杉本藤太郎外一名)
(中澤茂一君紹介)(第八六号)
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の畑作物は各種土壌病虫により、毎年多大の被害を受けているが、これが防除は薬剤の散布はもろろん、農業経営の共同化、合理化の面と相まつて、畑地と水田との交互輪作を実施することがもつとも合理的かつ効果的である。ついで、畑地土地改良事業および土壌病害防除に対し困庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

各種土壌病虫による畑作物の被害は、毎年多く、これによる農民不安を惹起していることはきわめて遺憾であり、これらの被害を未然に防除するために薬剤の散布等行政機関の指導を強化する必要があると認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

ビール用大麦の取扱改善等に関する請願(請願者 水戸市黒羽根町三百番地茨城県農業協同組合中央会長外岡佐近外四名)(久保三郎君紹介)(第一〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ビール会社は、ビール麦耕作組合連合会という任意団体を育成して、直接間接にビール用大麦耕作農民の組織する農業協同組合および耕作農民に圧力を加え、系統農協共販による原料ビール麦の取引を拒みつけけたが、今春ビール酒造組合の代表と全国農業協同組合中央会長との間に公正取引の協定が行われた。これによつて耕作農民の宿願の一部は達せられたとみられたが、現実において協定はビール会社側の一方的な違背行為により、公正取引は実現されず、耕作農民ならびに農業協同組合は多大の不安と不利益をこうむつて

二、請願の議決理由

今春取り行なわれた公正取引協定の一方的な違背行為は、ビール用大麦の耕作者の不安を惹起しており遺憾である。ついで、この公正取引協定の円滑なる運用により初めて耕作者の経営の安定を得られることにかんがみ、ビール用大麦の取引を公正化せよとの本請願

の趣旨はきわめて妥当なるものと認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

蚕糸業振興に関する請願(請願者 盛岡市内丸一番地岩手県庁農蚕課内北日本蚕業連盟会佐川広外二十六名)(野原正勝君紹介)(第一六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北六県、新潟県および北海道の蚕糸業各種団体の連合体である北日本蚕糸業連盟会では、さる十月二十八日總會を開催して、このたびの農業政策の転換に當つて、蚕糸業の振興と長期安定をはかるため次記要望事項を決定したから、これが実施を促進されたいというのである。(一)蚕糸業振興のための単独立法措置を講ずること、(二)繭生産の拡大均衡方針をとること、(三)蚕業技術指導強化費の補助基準額の引き上げと、補助率を年間三分の一として、補助定数を増員すること、(四)日本蚕繭事業団と日本輸出生糸保管株式会社とを合併して、強力な日本繭糸事業団(仮称)を設置すること、(五)養蚕経営の合理化施設に対す

る助成措置を講ずること、(六)蚕業中堅青年組織を育成強化すること、(七)蚕種、繭取引の合理化対策を実施すること、(八)繭検定ならびに格付方法を自動繰糸機に即応するように改正すること、等。

二、請願の議決理由

国民衣生活上の需要の現状と貿易伸長の必要性からみて、本請願の趣旨は妥当なるものと認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(請願者 新潟県長岡市長内山由蔵外七名)(大野市郎君紹介)(第二〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県越佐海峡における水産資源の水場港として、昭和二十四年度以来修築されている出雲崎漁港修築工事については、昭和三十五年年度をもつて一応第一期工事の完成を見るわけであるが、現在地元受益者が多額の経費を投入し、その経済効果を最大限にあげようとしておるからでもあり、引き続き第二期工事を施工され、さら

に北防波堤の新設をも同計画に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業の実態及び将来性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

政府買入米包装容器の紙袋等採用に関する請願(請願者 東京都台東区南大門町七番地三春ビル内包装資材改善普及協会内三浦文一)(柳谷清三郎君紹介)(第二二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在政府買入米の包装容器は、旧態依然として俵・かますに限定されているが、これは近時わが国農業の生産過程における近代化が急速に進み農業の企業性、経済性が強く要求されているおりから、まことに遺憾にたえないところである。さいわい農林省においては、さきに三箇年にわたつて米の包装別貯蔵試験および輸送試験が実施され、昭和三十三年産米以来の政府の委託掲糶米の包装容器については、紙袋の使用を認められたことは、まことに適切な措置である。ついでには、この際政府買

入米のすべてについて、生産農家の自由な選択により、俵・かますのほか、紙袋、麻袋の使用を認める制度をすみやかに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産者の包装改善の要望と米麦集荷の数量の増大にともなう必要性からみて、本請願の趣旨は妥当なるものと認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十一日

農林水産 坂田 英一 委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸委員会

国鉄輸送力強化に関する請願(請願者 長野県議會議員滝沢登外一名)(中澤茂一君紹介)(第八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県と新潟および関東、関西方面との経済交流が繁しくなり、ますます輸送力の増大を必要としている実情であるから、激増する輸送力を一時的にカバーするため、次記事項を実現されたいというのである。(一)新宿、糸魚川、福井間に急行列車の導入、(二)名古屋、糸魚川、福井間に急行列車の導入、(三)新宿、塩尻、名古屋間に急行列車の導入、(四)甲府、長野および辰野、飯田、豊橋、名古屋間の電化、(五)

辰野、上諏訪間および辰野、塩尻間の電化延長、(六)小淵沢、長野間、中央東西線、信越線長野、上野間、小海線、飯山線、飯田線平岡、長野間および飯田、辰野、新宿間にディーゼルカーの導入および増発、(七)信越線高崎、長野間の電化。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図り、当該地方における産業の振興をはかる等のため請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十日

運輸委員長 三池 信 衆議院議長清瀬一郎殿

松本空港設置促進に関する請願(請願者 長野県議會議員長北沢貞一外一名)(中澤茂一君紹介)(第九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

運輸省においては、昭和三十四年以来第三種空港設置を計画的に推進され、長野県内においては、松本空港を予定しているよしである。ついでには、同県の産業と観光の発展のため、松本空港をぜひ昭和三十六年に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における産業の振興並

びに観光の発展を促進するため、請願の趣旨にそつと努力するを適当と認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図り、当該地方における産業の振興をはかる等のため請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十日

運輸委員長 三池 信 衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄輸送力強化に関する請願(請願者 長野県議會議員山岸光治外一名)(松平忠久君紹介)(第一六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県と新潟および関東、関西方面との経済交流が繁しくなり、ますます輸送力の増大を必要としている実情であるから、激増する輸送力を一時的にカバーするため、次記事項を実現されたいというのである。(一)平岡、飯田、長野間にディーゼル急行の導入、(二)信越線新潟、長野間にディーゼル急行の導入、(三)信越線長野、上野間にディーゼル急行の導入、(四)中央西線のディーゼルカーの増発、(五)中央東線新宿、塩尻、長野間ディーゼルカーの導入、(六)小海線、飯山線のディーゼルカー増発、(七)辰野、飯田、豊橋、名古屋間の電化、(八)信越線碓氷トンネルの改良工事。

二、請願の議決理由

当該地方における産業の振興並

方産業の発展に資するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図り、当該地方における産業の振興をはかる等のため請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十日

運輸委員長 三池 信 衆議院議長清瀬一郎殿

信越、中央東線電化促進に関する請願(請願者 長野県議會議員山岸光治外一名)(松平忠久君紹介)(第一六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県における交通整備は、地勢の関係から全国水準に比較して著しく遅れており、同県民生活に及ぼす影響は大なるものがある。ついでには、同県の鉄道輸送力の増強と近代化のため、県内の主要幹線たる信越線ならびに中央東線の電化をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における鉄道輸送力の増強並びに近代化をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認めらる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十五年十二月二十二日 衆議院會議録(その二) 請願に関する報告書

採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年十二月二十日
運輸委員長 三池 信
衆議院議長清瀬一郎殿

長野県内貨物輸送力強化に関する請願(請願者 長野県議會議員山岸光治外一名)(松平忠久君紹介)(第一六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県の輸送力は、同県経済発展の要因であるが、近時同県産業界の伸長は目覚しく、貨物の輸送力はすでに限界を越えて行なわれている現状であり、このままの推移によつては、秋冬の繁忙期には、同県の鉄道輸送は不能に陥いることは明らかである。ついでに、貨物輸送緊急強化のため、次記事項を措置されたいといふのである。(一)中央線塩尻、松本間の複線化および篠ノ井線埴埴、篠ノ井間に信号所行違い設備を本年中に設置すること。(二)中央、信越両線に強力ディーゼル機関車を導入すること。(三)貨物輸送の合理化と貨物輸送のスピード化を図ること。(四)同県内鉄道中客貨分離未了の線はすみやかに分離すること。

二、請願の議決理由
当該地方における産業経済の実情にかんがみ、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべ

きものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年十二月二十日
運輸委員長 三池 信
衆議院議長清瀬一郎殿

野岩羽線敷設促進等に関する請願(請願者 福島市杉妻町十番地福島県町村会長鎌田清)(八田貞義君紹介)(第二二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県内の鉄道敷設は遅々としていゝので、次記路線のすみやかなる実現を図られたいといふのである。(一)調査線となつてゐる鉄道、野岩羽線の今市、滝の原間建設工事の即時着工ならびに喜多方、米沢間の調査線指定。(二)鉄道只見線の田子倉、大白川間の調査線指定および川口、田子倉間の電源開発会社専用線の国鉄営業線編入。(三)会津線、磐越西線をつなぐ鉄道野沢、西方線の早期実現。

二、請願の議決理由
当該地方交通の発達をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年十二月二十日

運輸委員長 三池 信
衆議院議長清瀬一郎殿

羽田空港周辺の爆音防止対策に関する請願(請願者 東京都大田区入新井一丁目羽田空港周辺航空機爆音被害防止対策協議会長白田新之助外五万五千二百五十七名)(宇都宮徳馬君外二名紹介)(第二八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
羽田空港のA滑走路の延長下周辺にある住民は、日夜ジェット機および大型飛行機のひん繁な超低空飛行によるさまざまの爆音と事故に対する不安とで著しい被害をこうむつてゐるが、これは空からによる重大な人権の侵害である。ついでに、基本的人権の擁護と生命財産の安全を期するため次記事項を強力に促進されたいといふのである。(一)羽田空港のA滑走路の方向を変更し、B滑走路を延長すること。(二)緊急止むを得ざる場合のほか住民に迷惑のからぬ高度および方向を考慮すること。(三)国および航空会社はすみやかに住民との間に爆音被害防止についての協議会を設けること。

二、請願の議決理由
当該空港周辺の住民に及ぼす航空機による騒音被害の軽減を図るため、請願の趣旨にそつて善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年十二月二十日
運輸委員長 三池 信
衆議院議長清瀬一郎殿

通信委員会

栃木県小俣電話局の自動化等に関する請願(請願者 栃木県足利郡坂西町小俣町下町島野太七外百四十八名)(山口好一君紹介)(第五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県足利郡坂西町は、足利市、桐生市との中間に位置し、人口二万の織物産地であるが、同町にある二つの電話局のうち、三和局関係は戦後自動式即時通話に取りかえられたが、一方の小俣局関係は、電話加入数が多いのに取り残されており、同地区産業発展のための障害となつてゐる。ついでに、同坂西町小俣電話局を増築し、自動式に改善されたいといふのである。

二、請願の議決理由
本地域の電話事情にかんがみ、予算等を勘案して、将来適當の時期において請願の趣旨の実現を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年十二月二十一日
通信委員長 山手 満男
衆議院議長清瀬一郎殿

郵便物遅配解消に関する請願(請願者 北海道議會議長徳中祐満)(高田富與君紹介)(第一二二二号)及び同(請願者 北海道議會議長若田留吉)(島本虎三君紹介)(第一七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
郵便事業の公益性にかんがみ、これが遅配を解消し、同事業の合理的運営が期せられるよう、郵便事業に従事する現行臨時職員制度をすみやかに改訂し、定員配置の適正措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨にそつて政府において考究の要があると認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年十二月二十一日
通信委員長 山手 満男
衆議院議長清瀬一郎殿

建設委員会

亀岡市の水害防止対策に関する請願(請願者 京都府亀岡市長大槻嘉男外一名)(前尾繁三郎君紹介)(第三二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
亀岡市は上桂川の出水、逆流によつて泥海と化したことは、昭和二十四年以降十回を数え、本年もまた台風十六号により被害者一万

十四回国会において傷病恩給是正のための「恩給法等の一部を改正する法律案」が提出されたが、その内容は改正金額および施行期日を明示せず別の法律に委ねているのでこれらを明確にし、次のようには是正されたいというのである。

(一) 第一項の増加恩給の年額を二十万一千円にすること、(二) 間差を旧法の間差に是正すること、(三) 家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること、(四) 裁定基準を是正するため恩給法別表第一号表の二および三を改正すること、(五) 恩給法付則第二十二條による賜金受給者の自後重症の請求権を認めること。

二、請願の議決理由

他の恩給に比して、傷病恩給のおかれていない不均衡な実情等にかんがみ、国家財政の許す範囲内で考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

呉市東小坪弾薬荷揚場設置計画反対に関する請願(請願者 広島県呉市広町小坪自治会長沖田静登)(川上貫一君紹介)(第一四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市広町黄幡地区に現有する米軍弾薬庫の撤去要請に伴い、場所こそちがえ同地区の東小坪三千坪を代替地として弾薬荷揚場を設置し、しかも八本松弾薬庫とを結んで弾薬を輸送しようとする計画があるよしであるが、これは父祖伝来の小坪の地からの住民の立ちのきを意味するものである。ついでには、同計画には反対であるから善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

弾薬庫という危険物貯蔵所の設置は、その附近における住民の生命財産にも重大な関係があると思料されるので、これが設置については、慎重な考慮を払うことを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

国家公務員に対する寒冷地手当 石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(請願者 長野県議員村田徹外一名)(中澤茂一君紹介)(第九二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の寒冷地手当制度は、降雪地帯における気象条件および雪害に対する考慮が欠けているから、

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律のうち、寒冷地手当支給率「百分の二十の四箇月分」とあるを「百分の二十五の四箇月分」と改正し、支給地域の均衡是正をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

降雪地帯における雪害等の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

北海道開発局札幌開発建設部庁舎新築に関する請願(請願者 札幌市北二条西九十九丁目全開発札幌建設組支部長菅原嵩三)(安井吉典君紹介)(第一一四号)及び同(請願者 札幌市北二条西九十九丁目札幌開発建設部笹原正男)(高田富與君紹介)(第一三二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道開発局の札幌市内に所在する庁舎は、いずれも古く、ことに札幌開発建設部庁舎(所在地北海道札幌市北二条西九十九丁目)は、建築以來すでに三十八年を経過しており、昨今の増大する職員はとうてい現庁舎に収容しきれず、民間家屋に分散執務している状態

であつて、定員以上の職員を収容している同老朽庁舎は、冬季には雪、夏季にはほこりが吹き込み、雨もり等が各所に起り、執務上大きな妨げとなつては、執務上なく、職員健康上からもまことに憂慮にたえない。ついでには、すみやかに札幌開発建設部庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道開発局札幌開発建設部庁舎の老朽の実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県小野町の寒冷地手当増額に関する請願(請願者 福島県田村郡小野町長小野泰臣外一名)(吉村吉雄君紹介)(第一一八号)、同(請願者 福島県田村郡小野町寒冷地対策協議会長宗像徳称)(野口忠夫君紹介)(第一四一号)及び同(請願者 福島県田村郡小野町役草野豊記)(渡合直藏君紹介)(第二四七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡小野町地区は、密集部落のある地点で海拔五百二十四メートルから最低四百二十七

メートル余、市街地を構成する役場地点で四百三十二メートル余もある山間高冷地帯であつて、四囲は阿武隈山脈に囲まれては、ため早寒遅暖で、寒冷積雪の期間がきわめて長期にわたつており、そのため同地に勤務する国鉄職員は昭和三十年八月一日より、寒冷地級三級地(国家公務員の四級地に該当)の適用をうけており、また専売公社職員は同三十五年十一月二十日から四級地に是正されている状態である。ついでには、現在三級地の指定をうけている同地域の寒冷地級を四級地に格上げされたいというのである。

二、請願の議決理由

小野町地区の寒冷諸事情ならびに専売公社職員に対する寒冷地手当支給の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認めらる。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当増額等に関する請願(請願者 福島県田村郡船引町長三輪才治外一名)(吉村吉雄君紹介)(第一一九号)及び同(請願者 福島県田村郡船引町立移小学校長佐々木実)(野口忠夫君紹介)

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡船引町地区は、密集部落のある地点で海拔五百二十四メートルから最低四百二十七

介(第一四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡船引町旧移村地区は阿武隈高原の標高五百メートルから千メートル前後にあたる稜線上に位し、冬季間は寒気はなほだしく、寒冷地指数区分表によれば、同地域は指数二十四となり四級地に該当する。ついでには、同船引町旧移村の寒冷地級は現在三級地であるから、これを四級地に格付けされ、また国家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当および薪炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中の「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、一級地には百分の二十、二級地には百分の四十、三級地には百分の六十、四級地には百分の八十、五級地には百分の百の率で、それぞれ俸給の月額および扶養手当の月額の合計額に乗じて得た額を支給できるように措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船引町旧移村地区の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

山形県下の寒冷地給級地是正等に関する請願(請願者 山形県)

知事安孫子藤吉(黒金泰美君紹介)(第一二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の寒冷地手当支給額は、二十七年以来政府統計を主体にした現行支給区分決定構成目価格の上昇を見ても実態に即応していないことは明らかである。ついでには、これを一級地百分の二十、二級地百分の四十、三級地百分の六十、四級地百分の八十、五級地百分の百と改正されたい。なお現行薪炭手当も実態に適応しないから、これを一級地三千円、二級地六千円、三級地一万三千円、四級地一万六千円、五級地二万円に増額され、さらに山形県下の寒冷地給級地是正について、置陽地区、村山地区、庄内地区は未解決の地域が多いから、現実に適応するよう級地引上げを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地帯における冬季間の生活実態ならびに山形県下における寒冷諸手当の支給が不均衡となつてい実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

請願に関する報告書

小牧飛行場の騒音防止に関する請願(請願者 愛知県春日井市長梅村義一外一万五千二百十一名)(丹羽兵助君外三名紹介)(第一三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小牧飛行場を使用する航空自衛隊の整備拡充は急角度に進められているが、ジェット機の昼夜の別ない激しい訓練整備による騒音は、付近住民に對して言語に絶する苦痛を与えている。ついでには、騒音防止に對する技術的な方針を樹立して次記事項を強力に推進されたいというのである。(一)飛行機による騒音が四十五ホン以下となるよう施設または措置をすること。(二)学校、保育園、病院等の公共施設はすみやかに完全かつ永久的防音装置を行なうこと、等。

二、請願の議決理由

飛行場周辺の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

兵庫県出石町の寒冷地手当増額等に関する請願(請願者 兵庫県出石郡出石町長金沢鋭二)(小島徹三君紹介)(第一三八号)及び同(請願者 兵庫県出石郡出石町議会議長小林久雄)(有田喜一君紹介)(第二四五号)に関する報告書

石町議会議長小林久雄(有田喜一君紹介)(第二四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡において昭和二十四年法律第二百号「国家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」の適用ならびに準用をうける公務員は現在五百人いるが、同地区は裏日本に面する冬季の気象実態が認められていて、低級地指定となつており、きわめて不合理かつ不均衡である。ついでには、兵庫県出石郡出石町の寒冷地級地を二級から三級に引き上げられたいというのである。また、同法による支給額の一・五割きざみは実情に適さないもので、二割きざみの区分に修正増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

裏日本に面する出石町の冬季における寒冷諸事情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

兵庫県但東町の寒冷地手当増額等に関する請願(請願者 兵庫県出石郡但東町長永井幸彦)(小島徹三君紹介)(第一三九号)

及び同(請願者 兵庫県出石郡但東町議会議長岡本里志)(有田喜一君紹介)(第二四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡但東町の寒冷他級は、旧合橋地区は三級地、高橋ならびに資母地区は五級地となつていて、気象調査の資料は五級地としての条件を持ち、町全域については同一であるから、全国的な均衡の上からも、当然全地域を四級地として指定されたい。また、国家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律による寒冷地手当の支給額は、現在一・五割きざみでは実情に適さないから、これを二割きざみの区分として修正増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

但東町の冬季における寒冷の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

兵庫県浜坂町の寒冷地手当増額等に関する請願(請願者 兵庫県美方郡浜坂町議会議長水田光治)(小島徹三君紹介)(第一四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年法律第二百号「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」に基づく寒冷地手当の支給率は、現在の寒冷地帯に要する物資等より勘案して、とうてい現状では不十分であるから、この支給率を改正されたい。なお、兵庫県浜坂町地区は現在寒冷地級は二級地であるが、同地の寒冷度は北陸地方となんら差異なく、全く実情に添わないので、これを四級地に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地帯における冬季の生活事情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

内閣委員長 久野 忠治

衆議院議長清瀬一郎殿

商工委員会

消費者物価値上り防止に関する請願(請願者 長野県議會副議長北沢貞一外一名)(中澤茂一君紹介)(第八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

是近消費者物価が著しく値上りを示しており、たとえば昨年よりラジオ聴取料二六パーセント、新聞購読料一八―二四パーセント、

ガス代一・五パーセントの値上りにつづいて、ふろ、牛乳、食肉、クリーニング代、電気料金も上つてゐる。これは、今日の諸物価が放送料、郵便料金などごく一部を除いて、電気、ガスなどの公益料金をはじめ、大部分のものは名目的な審議會を経て、簡単に値上げがきめられてしまつたため、消費者の声を反映する道がほとんど閉ざされているところに問題があると思はれる。ついで、消費者の声を物価対策に反映され、消費者物価の値上りを防ぐための抜本的な対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

消費者物価の値上りを防ぎ、もつて国民生活の安定を期するため本請願の趣旨は適当と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月二十二日

商工委員長 中川 俊思

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段五三一五